

令和元年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

令和2年9月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	令和元年度事後評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2)	法曹養成制度の充実	6
(3)	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	11
(4)	法教育の推進	15
(5)	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	21
(6)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (再犯防止対策等に関する研究)	26
(7)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (暴力犯罪者に関する研究)	27
(8)	検察権行使を支える事務の適正な運営	28
(9)	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	36
(10)	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	40
(11)	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	48
(12)	保護観察対象者等の改善更生等	54
(13)	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	64
(14)	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	75
(15)	債権管理回収業の審査監督	82
(16)	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	87
(17)	法務行政における国際協力の推進	94
(18)	施設の整備 (松戸法務総合庁舎整備等事業)	102

(別添)

「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて，人材育成，広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

- 4 **再犯の防止等の推進**（再犯の防止等の推進に関する法律及び再犯防止推進計画に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組の実施**（国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに，その成果に基づく取組の展開を図る。）

- 5 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

- 6 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

- 7 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的对処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

- 13 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1-(1))

評価実施時期：令和 2 年 9 月

担当部局名：大臣官房秘書課政策立案・情報管理室，民事局総務課，刑事局総務課

施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書 5 頁)		政策体系上の位置付け I-1-(1)
施策の概要 (事業の概要)	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。		
予算額	令和元年度予算額： 139,667千円	評価方式	総合評価方式
施策評価の結果の概要	<p>【民事関係】 令和元年度に成立した主な法律は次のとおりである。 ○「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案」 債務者以外の第三者からの情報取得手続の新設，国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化等を内容とするものであり，令和元年 5 月 10 日に成立した。 ○「会社法の一部を改正する法律案」 株主総会資料の電子提供制度の創設，取締役に対する報酬の付与等に関する規定の整備，監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等を内容とするものであり，同法律案は，令和元年 12 月 4 日に成立した。 ○「民法等の一部を改正する法律案」 特別養子制度の見直しを内容とするものであり，令和元年 6 月 7 日に成立した。</p> <p>【刑事関係】 令和元年度に成立し又は公布された法律はない。 (評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>【民事関係】 民事関係の法制について，上記のとおり所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし，例えば，公益信託制度について，信託財産及び受託者の範囲を拡大し，主務官庁制を廃止するなどの見直しを図ることなど，民事基本法制を社会経済情勢に応じたものとするために今後も対応を必要とする諸課題がある。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，令和 2 年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。</p> <p>【刑事関係】 企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく，今後も引き続き検討を行うこととする。</p>		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け： I - 2 - (2)) (評価書12頁)					
施策の概要	高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	<p>平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定（以下「推進会議決定」という。） 「法曹養成制度改革の更なる推進について」に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち，主に法務省が担当する以下の事項につき，関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動領域の拡大に向けた，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備 ・法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証 ・司法試験の在り方の検討 ・法曹養成制度改革に関し，関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催 					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	19,426	9,492	10,905	8,849
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	19,426	9,492	10,905	
執行額(千円)	17,598	8,288	9,543			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日） ○法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定） ○法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）</p>					

測定指標	令和元年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，企業等の間で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。	達成
施策の進捗状況（実績）		

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会¹取りまとめや、推進会議決定においては、今後も、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会²（以下「連絡協議会」という。）を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体、企業等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士をカンボジア王国に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行い、その調査結果を法務省ホームページに公表して関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境を整備するとともに、調査結果公表済みの国であるタイ王国、インド及びミャンマー連邦共和国についても、他の類似情報との差別化を図るためアップデート調査を行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	2,991	10,166	10,270	10,537	11,833
2 法務省ホームページ「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 ³ 」閲覧件数（件）	—	7,116	10,441	5,109	8,949

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

○「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」：平成28年7月

測定指標	令和元年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積と検証、司法試験の在り方の検討等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催している。

令和元年度は連絡協議会を2回開催し、①国・地方・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組、②法曹人口に関する各種データ、③令和元年司法試験及び司法試験予備試験の結果、④平成30年度法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査の結果等について報告し、

意見交換するなど必要な取組を進めた。

また、推進会議決定に掲げられた検討課題には司法試験受験資格の見直しは含まれていないものの、上記のような推進会議決定を踏まえた各種取組に関連し、法曹志望者の時間的・経済的負担の更なる軽減を図るための方策として、法科大学院改革を前提とした司法試験制度の見直し（司法試験の法科大学院在学中受験資格を導入する制度改革）について文部科学省と共に検討を進め、第198回国会において、上記内容を含む「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、同法案が令和元年6月19日に成立した。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	2,991	10,166	10,270	10,537	11,833

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1及び2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>推進会議決定（平成27年6月）においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ（平成27年5月）を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。</p> <p>これを受けて、法務省においては、連絡協議会をおおむね半年に1回開催しているところ、令和元年度においては、同年12月の連絡協議会において、法曹有資格者の活動領域の拡大（国・地方・福祉等の分野）を取り上げ、協議会の概要や資料等を法務省ホームページに掲載している。</p> <p>また、海外における我が国の法曹有資格者に対する期待やニーズが高まっている中、法運用の実態に関する情報が我が国において必ずしも十分ではない国を対象として、法運用の実態等について調査を行ってきたところ、令和元年度は、その情報が乏しいカンボジア王国に、新たに委託弁護士を派遣し、現地の法運用の実態等の調査を新規に行ったほか、既に調査が終了しているタイ王国、インド及びミャンマー連邦共和国のアップデート調査を行い、これらの結果を法務省ホームページに掲載した上、令和2年2月3日に開催された「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」（事務局：内閣官房）において、法務省からアジア諸国の現地の法運用の実態等の調査状況を報告した。</p> <p>これらの適切な方法により、有益な情報が広く共有されたといえることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p>	

法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、令和元年度においても、前年度に引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、同年7月及び12月の2回にわたり連絡協議会を開催し、これまでに集積された法曹人口に関するデータ（裁判事件数の推移、国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、企業内弁護士数の推移、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移等）などについて報告・意見交換を行うなど、必要な取組を進めている。また、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に、合計4回、担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っていること、文部科学省と共同して法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査の実施・検証を行うなどの取組を行っていることに加えて、法曹志望者が激減する中で、プロセスとしての法曹養成制度の理念を維持しつつ、質の高い法曹を多数輩出していくため、法科大学院協会や日本弁護士連合会等の関係機関とも協議を行いつつ、文部科学省と共に法曹養成制度改革の検討を進め、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、同法案が令和元年6月19日に成立した。この法律は、法科大学院における教育の充実、法科大学院と法学部との連携といった法科大学院改革のための制度改正と併せ、司法試験制度について、第一に一定の要件を満たした法科大学院在学中の者に司法試験受験資格を新たに付与すること、第二にこの受験資格に基づいて司法試験を受験し、合格した者について、法科大学院修了を司法修習生の採用要件とすること等の見直しをするものである。以上からすれば、法曹養成制度改革を推進するための取組を着実に進めることができたといえ、目標を達成することができたと評価できる。

（取組の有効性、効率性等）

【測定指標1及び2関係】

測定指標1及び2については、「法曹養成制度改革の推進について」及び「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施するという目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験及び司法修習における各課題について検討するため、連絡協議会を開催し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも、測定指標1との関係では、令和元年度開催の連絡協議会において、法曹有資格者の活動領域の拡大について重点的に取り上げた上、それらの資料等を法務省ホームページに掲載したほか、海外調査の結果についても同様に法務省ホームページに掲載しているところ、各ホームページへのアクセス件数は、連絡協議会については1万件を超えており、海外調査についても前年度から大幅に増加し、8千件を超えていることから、有益な情報が広く共有され、法曹有資格者の活用に向けた環境整備が図られたといえ、達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ、令和2年度も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境の整備に取り組む。

【測定指標2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、令和2年度も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項について、必要な取組を進めるほか、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けた取組を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 令和2年7月20日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 【意見】 別添「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策I番号1～7のとおり 【反映内容】 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用した資料等 ・法曹養成制度改革連絡協議会資料（法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html]) ・日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html])
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------	----------	--------

*1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html])

*2 法曹養成制度改革連絡協議会（法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html])

*3 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html])

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (3))

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (政策体系上の位置付け：I-2-(3)) (評価書26頁)					
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。					
達成すべき目標	認証申請を検討している者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適切な審査を行い、民間紛争解決手続 ¹⁾ の業務を行う事業者(認証紛争解決事業者 ²⁾)数の増加を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,049	9,557	8,746	11,247
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	12,049	9,557	8,746	
執行額(千円)	10,594	9,202	8,585			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会決定)^{*3} II-第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義 ○司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)^{*4} II-第1-8-(2)-イ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)^{*5} 					

測定指標	目標値(平成29年度~令和元年度)					達成	
	29年度	30年度	元年度				
1 活動中の認証紛争解決事業者の総数	148	152	156			達成	
	基準値	実績値					
	27年度	27年度	28年度	29年度	30年度		元年度
	140	140	148	149	157		157
	参考指標	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		

1 認証申請を検討している者からの相談件数	23	23	27	27	21
-----------------------	----	----	----	----	----

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標について、目標を達成することができた。
	施策の分析	
	<p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>本施策を達成するための手段として、認証申請の前段階に任意の事前相談を設けている。認証申請に添付すべき「民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類」として、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)第6条各号⁶の認証の基準に関する事項等が具体的に記載された事業者が定める規程類等を提出する必要があるところ、事前相談において、あらかじめ、その規程類等に同条各号に定める認証の基準に関する事項等が具体的に記載されていることを確認することは、事業者が、申請の手続を適正円滑に実施することができるようにするための有効な方法であり、達成すべき目標に対し、有効に寄与しているものと考え。</p> <p>(行政事業レビューの結果の活用状況)</p> <p>本施策は、平成29年度から令和元年度の行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを図るほか、事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである」との指摘を受けたところ、庁費等について、執行実績に基づき事業計画を見直すことにより、約1百万円節減した。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	
	<p>【施策】</p> <p>認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた施策を実施した結果、認証紛争解決事業者数は年々増加し、特定の専門分野に関する紛争を取り扱う事業者も増加するなど、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とは言えない状況である。</p> <p>そのため、事前相談に適切に応じ、多様な事業者からの認証申請を促進するとともに、適切な認証の審査を行い、引き続き、認証紛争解決事業者数の増加を図る。</p> <p>【測定指標】</p> <p>現在の目標を維持することから、引き続き、活動中の認証紛争解決事業者の総数を測定指標とする。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 令和2年7月20日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本政策I番号8、9のとおり</p>
-----------------	--

	〔反映内容〕 なし		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし		
備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。		
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	令和2年9月

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続(認証紛争解決手続)を利用した場合には時効の完成猶予等に係る特例が認められるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>)。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

*3 「司法制度改革審議会意見書」(平成13年6月12日司法制度改革審議会決定)

Ⅱ-第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段(ADR)手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性をいかした解決(中略)を図ることなど、柔軟な対応も可能である。(中略)ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「司法制度改革推進計画」(平成14年3月19日閣議決定)

Ⅱ-第1-8-(2)-イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部)

*5 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。)が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることに鑑み、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定

めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の完成猶予等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

*6 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)

(認証の基準)

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者(以下「申請者」という。)が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一 その専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。

二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること。

三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。

四 申請者の実質的支配者等(申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。)又は申請者の子会社等(申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。)を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

五 手続実施者が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

六 民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

七 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

八 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること。

九 申請者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

十 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 手続実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 申請者(法人にあつてはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人)、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五 申請者(手続実施者を含む。)が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。

十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (4))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4)) (評価書30頁)					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	20,982	22,051	28,879	31,207
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	20,982	22,051	28,879	
執行額(千円)	16,468	13,142	22,183			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定) IV-第2-2 司法教育の充実^{*1} ○消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更) II-3-(4) 法教育^{*2} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) III-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定^{*3} ○消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定) 第4章-4-(2) 消費者教育の推進^{*4} ○第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定) V-第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発^{*5} ○再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定) II-第6-2-(2)-①-イ 法教育の充実^{*6} ○経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 第2章-5-(7)-② 治安・司法^{*7} 					

測定指標	令和元年度目標値	達成
1 法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数	対前年度増	達成

	基準値	実績値				
	30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	36,366	21,384	21,714	27,245	36,366	53,850

測定指標	令和元年度目標	達成
2 協議会等の活動状況	<p>法教育推進協議会⁸及び部会⁹（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査¹⁰の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p>	達成

施策の進捗状況（実績）

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会を中心に、作成した小学生向け及び中学生向け法教育視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の利用促進を図るため、教材を活用したモデル授業例の作成・公開を行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
協議会等の開催実績（回）	5	8	10	11	18

測定指標	令和元年度目標	達成
3 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	<p>法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。</p>	達成

施策の進捗状況（実績）

法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業について、法務省関係機関において多数実施するとともに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法

教育に関するリーフレットを作成し、全国の学校、教育委員会等に配布した。

また、法教育の担い手である教員が法教育授業の実践方法を習得できるよう教員向けの法教育セミナーを開催するとともに、法務省職員が教職員研修等において現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス、法教育教材の紹介等を行い、学校現場における法教育授業の実践拡大を図った。

その他、法の日週間記念行事において法教育関連イベントの実施や消費者教育シンポジウムや消費者教育フェスタなどにも参加し、併せて法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
法教育授業実施回数（回）	2,947	3,167	3,553	3,948	4,056

評価結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。</p> <p>測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>法教育の推進のためには、国民への周知・広報活動を実施しつつ、これらと並行して、法教育に対する国民の関心度の測定、すなわち、実施している周知・広報活動が効果的かどうかの評価を行うことが重要であるところ、法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、前年度を大きく上回っており（これは法教育のページを分かりやすく編集し、法教育教材や教員向け法教育セミナーの概要などの必要な情報にアクセスしやすい環境を整備したことなどが影響していると考えられる。）、国民の法教育への関心が高まったといえる。これらのことから、周知・広報に係る施策が効果的に実施されたといえ、目標を達成することができたと評価した。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>法教育の推進には、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。</p> <p>同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況を踏まえ、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議を行い、実施する施策についての検討を行った。</p> <p>この検討を経て、法曹関係者と教育関係者が連携して作成した小・中学生向け及び高校生向け法教育教材を使用したモデル授業例を法務省ホームページに公開し、教材の利用促進を図ったことなどから、目標を達成することができたと評価した。</p> <p>【測定指標 3】</p> <p>法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。</p> <p>そこで、学校等における法教育実践への協力・支援を行うため、法務省職員を教職員向け研修等に</p>

講師として派遣することや、新たに教員向けの法教育セミナーを開催したほか、学校現場や地域の集まりなどの求めに応じて法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員が学校等に出向いて行う法教育授業も積極的に実施している。また、学校現場以外では、法の日週間記念行事においてイベントを実施するほか、消費者教育シンポジウムや消費者教育フェスタなどにも積極的に参加し、広報資料の配布等を通じて、法教育の意義について幅広く周知するなどしており、これらの取組により、法教育の実践を拡大させることができたといえることから、目標を達成することができたと評価した。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2, 3 関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効である。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、国民の法教育への関心度を測定しつつ、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効である。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標 1, 2, 3】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

なお、今後の施策の方向性の検討に当たっては、法教育授業を受けた生徒や授業実施者に対するアンケート等の内容をも踏まえることとしたい。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

令和2年7月20日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

測定指標の中に、授業を受けた側の満足度調査といった指標が含まれていない。受けた側の測定指標も必要ではないか。

〔反映内容〕

法教育授業を実施した際に、先方から了承が得られた場合には、生徒や授業実施者にアンケートなどを実施している。アンケート等が非公表を前提とした協力依頼であり、網羅的に調査結果が蓄積されるには至っていないことから、測定指標に設定をしていないものの、アンケート等の内容を踏まえて、今後の施策の方向性について検討したい。

政策評価を行

「法教育推進協議会における各検討状況」

う過程において使用した資料その他の情報	法務省ホームページ（ http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html ）を参照 「学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究について」 法務省ホームページ（ http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html ） 「モデル授業例」 法務省ホームページ（ http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_jugyou.html ） 「教員向け法教育セミナー」 法務省ホームページ（ http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/seminar.html ）
---------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------	----------	--------

*1 「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定）

IV-第2-2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。

*2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更）

II-3-(4) 法教育

法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方（私的自治の原則、契約自由の原則など）を理解する必要がある。この点で、商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後にある私法の基本的な考え方を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。

*3 「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

III-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）

第4章-4-(2) 消費者教育の推進

法教育（中略）などの密接に関連する分野の取組について、消費者庁、文部科学省及び関係府省庁等が適切に連携して推進する。

*5 「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）

V-第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させるを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。

*6 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

II-第6-2-(2)-①-イ 法教育の充実

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

第2章－5－（7）－② 治安・司法

（前略）法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める。

*8 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*9 「部会」

法教育授業において活用できる高校生を対象とした教材例並びに平成25年度に作成した小学生向け教材例及び平成26年度に作成した中学生向け教材例を活用した視聴覚教材を作成するため、平成28年3月に、法教育推進協議会の下に教材作成部会が設置された。

*10 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成24年度から平成27年度にかけて小・中・高等学校における法教育の実践状況調査を行った。その後、選挙権年齢の引下げ（平成28年6月）、成年年齢の引下げ（令和4年4月）、新学習指導要領への移行（令和2年度から順次実施）等、学校を取り巻く環境は大きく変化している状況にあることから、令和元年度には小学校を対象に再度の調査を行った。

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (5))

施策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 (政策体系上の位置付け： I - 2 - (5)) (評価書36頁)					
施策の概要	国際取引を巡る紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。					
達成すべき目標	我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁活性化基盤整備調査」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	—	289,722	164,000
		補正予算(b)	—	—	0	0
		繰越し等(c)	—	—	0	/
		合計(a+b+c)	—	—	289,722	
執行額(千円)	—	—	288,954			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○経済財政運営と改革の基本方針2019 ¹ (令和元年6月21日閣議決定) ○成長戦略フォローアップ ² (令和元年6月21日閣議決定)					

測定指標	令和元年度目標	達成
1 「国際仲裁活性化基盤整備調査」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況	「国際仲裁活性化基盤整備調査」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。	おおむね達成

施策の進捗状況(実績)

政府は、平成29年9月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、国際仲裁の活性化のために関係府省・関係機関が取り組むべき課題等について検討を行い、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」をとりまとめた(以下「中間とりまとめ」という)。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)においては「国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)においても、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備等の取組を推進することが明記された。

中間とりまとめにおいては、我が国の国際仲裁を活性化させるという喫緊の課題への対応がまとめられており、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する取組として、国内外の広報・意識啓発、人材育成、

施設の整備等に官民が連携して取り組むべきこととされている。そこで、法務省では、令和元年6月から国際仲裁活性化基盤整備調査事業を開始した。同事業では、国際仲裁の活性化に不可欠な仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、審問手続等のための施設整備といった各施策を包括的かつ実効的に実施し、かつ実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査検討を実施することとしている。これまで、同事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業に対して各種セミナー・シンポジウム等を開催し、広報・意識啓発の活動を進めているほか、弁護士等に対する研修やオンライン研修教材の開発に取り組むなど人材育成についても積極的な取組を進めている。施設の整備についても、同事業の一環として、令和2年3月、東京・虎ノ門に仲裁審問の専用施設を開業した。今後、同施設は、審問手続のみならず国際仲裁の活性化のためのセミナー・シンポジウム、研修等にも活用される予定である。また、国際仲裁に関する小冊子を発刊して、積極的な広報に活用する予定である。研修の受講者やセミナー・シンポジウムの参加者に対しては、理解や関心の度合いを項目に含むアンケート調査を実施することにより、基盤整備の取組の浸透度を測定することとしている。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 日本における国際仲裁取扱件数（件）	—	—	—	—	11 ^{*3}
2 セミナー・シンポジウム参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等）に対するアンケート調査結果（理解や関心が高まった者の割合）（％）	—	—	—	—	75.0
3 人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等）に対するアンケート調査結果（積極的な評価をした者の割合）（％）	—	—	—	—	97.6

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり ----- （判断根拠） 我が国における国際仲裁取扱件数は依然として低調であるものの、国際仲裁活性化基盤整備調査事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業関係者等に対して各種セミナー・シンポジウムを実施し、その参加者から、高い評価を得ることができたため、広報・意識啓発は進んでいると言える。また、仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対する各種研修を実施し、その参加者から相当に高い評価を受けており、人材育成の観点でも進展があったといえる。さらに、東京・虎ノ門に仲裁審問の専用施設を確保し、開業に至ったことも併せ鑑み、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標1】 参考指標1の令和元年度の我が国における国際仲裁取扱件数は11件と依然として低調である。しか	

し、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備は、長期的な取組により効果が表れてくるものであるところ、国際仲裁活性化基盤整備調査事業は令和元年6月に開始したばかりであり、虎ノ門の施設は年度末に開業したことからすれば、令和元年度の国際仲裁取扱件数のみで国際仲裁の活性化に向けた基盤整備の達成度を判断することは早計であり、少なくとも今後数年間の推移を注視していく必要がある。

参考指標2の広報・意識啓発の状況について見ると、セミナー・シンポジウムの参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等約180名）に対してアンケート調査を実施したところ、国際仲裁に対する興味関心が増加したかの問に対する肯定的な回答の割合が、75.0パーセントという高い評価を得ることができ、国境を越えて行われる取引であるクロスボーダー取引において国際仲裁を活用することの重要性及び我が国を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を十分に理解してもらうことができた。また、国際仲裁の現状を紹介する広報小冊子の作成・配布などにも取り組んでおり、広報・意識啓発については進展があったと言える。

参考指標3の人材育成の状況について見ると、人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人となりうる弁護士等約270名）に対してアンケート調査を実施したところ、研修の内容に積極的な評価をした者の割合が、97.6パーセントという相当高い評価を得ることができ、研修の方法、内容等は効果的であったものと認められることから、その研修を通じて受講者は十分な知見を得ることができたと言える。また、研修の実施方法についても、集合研修のみならず、オンライン教材を開発し、これをホームページ上に公開するなどの工夫を進めており、人材育成についても、進展があったと言える。

また、我が国には十分な設備を備えた仲裁審問の専用施設がないことが、国際仲裁が低調な理由の一つとして指摘されていたが、令和2年3月30日、東京・虎ノ門に、大型審問室や複数の控室に加え、ビデオ会議システム、無線インターネット、同時通訳ブース等の最新機器を備えた仲裁審問の専用施設がオープンした。今後は、仲裁審問はもちろんのこと、セミナー・シンポジウムや研修の実施にも同施設を積極的に活用していく。

参考指標2及び参考指標3について検討した結果、広報・意識啓発及び人材育成の取組には相当程度進展があったと言える。さらに、東京・虎ノ門に仲裁審問の専用施設が確保され、開業に至ったことも併せ鑑みると、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標1】

国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を進めるためには、国内外における広報・意識啓発、人材育成、施設の整備等に、官民が連携して、総合的かつ戦略的に取り組むことが有効かつ効率的である。広報・意識啓発としては、仲裁審問の専用施設の開業を含む我が国における国際仲裁の基盤が整備されつつあることについて国際仲裁のユーザーである企業等に対するセミナー・シンポジウム等を通じて積極的に広報することで、日本を仲裁地又は審問地として選択してもらうよう促すことが有効であり、また、広く経済界等に対する意識啓発として、国際仲裁を利用すること、日本を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を理解してもらうことが有効である。

また、国際仲裁に精通した人材の育成・確保に当たっても、国内外の仲裁機関を含む関係機関と協力し、弁護士等に対する研修を積極的に実施することは、我が国の仲裁人・仲裁代理人となりうる者が、海外の著名な仲裁機関等のノウハウ等を含む専門的かつ高度な知見を吸収するために有効である。

さらに、東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設を、国内外に積極的に広報し、審問手続とともにセミナー・シンポジウム、研修等に積極的に活用していくことが、我が国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備にとって有効かつ効率的であるものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における国際仲裁が活性化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取組を推進していく。

【測定指標1】

国際仲裁の活性化に向けて、広報・意識啓発、人材育成、施設の整備といった基盤整備が重要であ

ることは変わらない。
 本年度は、東京・虎ノ門の仲裁審問の専用施設を活用しつつ、国内外におけるセミナー・シンポジウムの実施に加え、ホームページやSNSを利用した広報・意識啓発の施策を進めるとともに、オンライン研修や海外仲裁機関への派遣研修といった人材育成に関する施策を実施することにより、引き続き基盤整備に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 令和2年7月20日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策I番号11, 12のとおり 〔反映内容〕 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法務省ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた取組」 http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html 内閣官房ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	---

担当部局名	大臣官房国際課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	---------	----------	--------

*1 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(7) 暮らしの安全・安心

②治安・司法

国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する。

*2 「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）

I. Society 5.0の実現

10. 海外の成長市場の取り込み

(2) 新たに構すべき具体的施策

ii) 日本企業の国際展開支援

③中堅・中小企業の海外展開支援

イ) 海外進出支援

国際仲裁の活性化に向けた速やかな外弁法改正を含む紛争解決基盤の整備を行い、日本企業の海外展開を後押しする。

*3 一般社団法人日本商事仲裁協会における取扱件数

令和元年度政策評価書要旨

（法務省 1 - (6)）

評価実施時期：令和 2 年 9 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（再犯防止対策等に関する研究） (評価書43頁)	政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I - 3 - (1))
施策の概要 (事業の概要)	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
予算額	平成28年度予算額： 4,045千円 平成29年度予算額： 4,079千円	評価方式	事業評価方式
施策評価の結果の概要	<p>本研究は，再犯者の実態について，公的統計分析，実態調査，実地調査等の結果を通じて明らかにし，その成果を，「犯罪白書」（平成28・29年版），「法務総合研究所研究部報告」（「59再犯防止対策等に関する研究」等）として公開した。</p> <p>再犯者の実態，特に，「犯罪をしなかった理由」の把握については，これまで個々のケースに係る経験の共有にとどまり，一定の標本数に対し科学的な手法で網羅的に行ったものは見当たらない。本研究は，現場が抱えるニーズを柔軟に捉えながら，施策の検討や対外的な説明を補強する基礎資料の提供を目的として取りまとめたものであり，必要性は高いものであった。</p> <p>本研究は，再犯に至る主観的な側面に着目し，短期間で犯罪を繰り返す者と比較的長期間犯罪からの離脱に成功していた者の相違を比較した。質問項目の設定の際に予備調査を行うなど，その信頼性・妥当性を高める工夫をするなど，調査対象の設定は適切であった。また，再犯防止施策（検察・矯正・更生保護）の実務経験を有する研究官等で構成されるチームで実施し，海外の政府研究機関から助言を得るなど，実施体制・手法は適切であった。本研究に用いたデータは，法務省内各機関や海外政府関係機関の協力により入手し，その分析・解釈に当たっても，既存の設備・備品等を活用しており，追加的費用は発生しなかった。本研究の手法は，その目的・趣旨に照らし合理的で，効率性は高いものであった。</p> <p>本研究の研究成果は，前記のとおり，複数の犯罪白書や研究部報告に掲載されたこともあり，全体像が把握しづらくなった点はあるが，記者説明，冊子等の投稿や会議等での発表を積極的に行った。本研究の成果は，施策の検討や対外的な説明の基礎資料として活用されるなど，有効性は，相応に高いものであった。</p> <p>以上から，本研究は，必要性，効率性及び有効性のいずれも認められ，評点の合計は70点中67点であったことから，評価基準第3の3に基づき，「大いに効果があった。」と評価できる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>委員から，本研究の有効性の評点が減点された点に関し，その改善点について質問が出された。今後の改善点としては，①当初の研究方針を変更する場合に，最終的な成果物の公表の方法・様式について再検討すること，②最終的に研究部報告を公表する際に，それまでの研究成果についてもそのエッセンスを紹介することなどが考えられる。</p>		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）	第3-3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施 第3-3-(3) 既存の制度や枠組みにとられない新たな施策の検討

令和元年度政策評価書要旨

（法務省 1-(7)）

評価実施時期：令和 2 年 9 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（暴力犯罪者に関する研究） (評価書59頁)	政策体系上の位置付け 法務に関する調査研究 (I-3-(1))	
施 策 の 概 要 (事業の概要)	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
予 算 額	平成28年度予算額： 2,219千円 平成29年度予算額： 716千円	評 価 方 式	事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>本研究は，暴力犯罪の動向，暴力犯罪者の特性等や処遇の現状について，公的統計や特別調査，実地調査等の結果を通じて明らかにし，その成果を，「法務総合研究所研究部報告60暴力犯罪者に関する研究」及び平成30年版犯罪白書特集「進む高齢化と犯罪」の一部として公開した。</p> <p>本研究は，法務省の重要施策である再犯防止対策等に密接に関連する。他に暴力犯罪の実態解明に焦点を当てた網羅的な調査研究は行われておらず，暴力犯罪を繰り返す傾向のある犯罪者の特性を把握すべく対象者の意識等を調査分析した例も見当たらない。検察庁等の記録等に基づいた調査や受刑者への質問紙等調査は，他の研究機関では実施困難である。本研究の必要性は高いものであった。</p> <p>本研究は，動向分析では，犯罪性の差異を意識した上で射程を明確にした適切な検討を行った。特別調査では，暴力犯罪の受刑者と執行猶予者の双方を把握する見地からの対象設定がなされた。本研究は，暴力犯罪の事件処理及び処遇（検察・矯正・更生保護）の実務経験を有する研究官等で構成されるチームで実施され，体制は適切であった。動向分析に使用したデータは，検察庁や刑事施設が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており，信頼性が高く，また，特別調査により得られたデータ分析も，統計学的に妥当な分析手法が用いられた。本研究の実施体制・研究手法は，その目的・趣旨に照らし合理的であり，効率性は高いものであった。</p> <p>本研究の研究成果は，前記のとおり，研究部報告及び犯罪白書において公開された。暴力犯罪に焦点を当てた調査研究はこれまでに例が乏しく，再犯防止等の施策を所管する部局による法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討，処遇現場における対象者の特性を踏まえた処遇の実施，大学の研究等に，大いに利用されることが見込まれる。本研究の有効性は高いものであった。</p> <p>上記のとおり，本研究は，必要性，効率性及び有効性のいずれも認められ，評点の合計は70点中70点あったことから，評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と評価できる。</p>		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）	第3-1-(6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援 第3-3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
	「世界一安全な日本」創造戦略	平成25年12月10日（閣議決定）	Ⅲ-3-(1)-⑦ 暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化
	再犯防止推進計画	平成29年12月15日（閣議決定）	第5-1-(2)-②-vii-ア 各種指導プログラムの充実

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (8))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2)) (評価書75頁)					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を通じて、サイバー犯罪¹⁾に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 ・研修を通じて、犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。 ・地域に密着した広報活動を通じて、国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,373,731	3,142,750	3,722,787	3,775,189
		補正予算(b)	478,638	565,069	426,249	70,904
		繰越し等(c)	△315,860	△222,131	175,399	/
		合計(a+b+c)	3,536,509	3,485,688	4,324,435	
執行額(千円)	3,444,211	3,318,837	3,911,059			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)²⁾第19条 ○第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)³⁾ Ⅴ-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)⁴⁾ Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 						

測定指標	令和元年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。	おおむね達成

施策の進捗状況(実績)

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的知識を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官及びそれらの候補者を対象としたデジタルフォレンジック研修(中級編)⁵⁾を実施した。

同研修では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレン

ジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力を向上させることを目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修（上級編）⁶を実施した。

同研修では、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得のため、パソコン、スマートフォン等の証拠保全、データ解析等の実習等を実施した。

同研修の実施に当たっては、平成30年度に実施した結果を踏まえて、研修内容の一部を講義形式から実習形式にするなどの見直しを行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 デジタルフォレンジック研修Ⅰ ⁷ 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	95.0 (57/60)	100.0 (60/60)	100.0 (60/60)	—	—
2 デジタルフォレンジック研修Ⅱ ⁸ （スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	92.0 (46/50)	98.0 (49/50)	100.0 (50/50)	—	—
3 デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	—	—	—	100.0 (59/59)	100.0 (60/60)
4 デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	—	—	—	93.1 (27/29)	100.0 (16/16)

測定指標	令和元年度目標	達成
2 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（％）	90以上	達成

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁹及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う弁護士による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高

検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答者数／アンケート回答者数）（％）	94.9 (75/79)	93.6 (73/78)	88.5 (69/78)	94.9 (75/79)	96.9 (63/65)

測定指標	令和元年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 広報活動の実施回数（回）	1,029	1,121	1,104	1,231	1,105

評価	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 2 及び 3 について、目標を達成することができた。また、測定指標 1 について、目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p> <p>（測定指標の目標達成度の補足）</p>

結果

【測定指標 1】

令和元年6月24日から同月28日までの5日間及び同年9月9日から同月13日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修（中級編）を実施し、令和元年11月18日から同月22日の5日間、地方検察庁の検察事務官16名を対象としてデジタルフォレンジック研修（上級編）を実施した。令和2年3月2日から同月6日までの間も同研修を実施予定（参加予定者14人）であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。

デジタルフォレンジック研修（中級編）では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、パソコン・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修（上級編）では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した高度な捜査・公判能力の養成を目的として、解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施した結果、76名全員（デジタルフォレンジック研修（中級編）60名、デジタルフォレンジック研修（上級編）16名）から回答を得ることができ、各研修の全研修員から「概要について理解した」若しくは「実務に従事できる程度の理解を得た」又は「更に理解を深められた」若しくは「これまでより高度なDF業務を遂行できるくらいに理解を深められた」との回答を得た。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標 2】

令和元年7月12日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者65名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う弁護士による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援の取組に関する説明等がなされた。

また、平成30年度に実施した同研修のアンケート調査の結果を踏まえ、令和元年度は、研修員の選定方法の見直しを行った。

そのほか、平成30年度に引き続き、研修員、刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、研修員を3班に分けてフリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、65名全員から回答を得た。その結果、研修全般の内容については、63名（96.9パーセント）が「有意義」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「犯罪被害者等の保護・支援の立法経緯やその必要性・重要性について分かりやすく説明がなされ被害者支援員の意義を新たに認識することができた。」「被害者支援の制度および意義について改めて確認できた。具体的支援の経験が少ないところ、経験及び知識が豊富な講師から具体的な方法を学ぶことができるので実務に大いに役立つ有意義な研修であった。」「全国の被害者支援員が集まり、統一のテーマについて認識したり、協議等をするということについては意味がある。特にフリーディスカッションは各庁の取り組み等について知る上で、非常に有意義であると思う。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標を達成したと評価できる。

【測定指標 3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている現行学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、令和元年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,105回であり、活動への参加人数は合計5万4,788人であった。実施回数は昨年度より100件程度減少しているものの、依然として1,000回以上の高い水準を維持している上、参加人数自体は昨年度から増加している（昨年度参加人数合計3万7,611人）。また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、主に学生、生徒を対象とした出前教室及び移動教室は、実施回数601回、参加人数は1万5,355人であった。さらに、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が165回、参加人数は4,962人と、数多くの広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標 1, 2, 3 関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、デジタルフォレンジックに関する知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。とりわけ、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和元年度行政事業レビューにおいて、「各経費について事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、物品の購入計画の変更等を行うことにより、本施策にかかる令和2年度予算概算要求額を前年度比約2億1,200万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標 1】

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する

職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。
<p>【測定指標 2】</p> <p>国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。</p> <p>【測定指標 3】</p> <p>国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 令和2年7月20日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果は全体的に高評価であるが、「どちらとも言えない」との回答において、複数回参加している職員がいることや研修内容のレベルについての指摘がある。この点、どのように対処、改善していくのか。</p> <p>〔反映内容〕 複数回参加している職員がいるとの点については、これまで同様の指摘がされていることを踏まえ、研修員の選定方法の見直しを実施したところであるが、今後も、見直しを行いたい。</p> <p>また、研修内容のレベルについても、研修の趣旨や目的、研修員の立場等、十分な情報提供を行った上で講師との打合せを行い、研修の趣旨、目的に沿った講義の内容となるよう努めたい。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <p>デジタルフォレンジック研修Ⅰ，デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編），デジタルフォレンジック研修（中級編），デジタルフォレンジック研修（上級編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。</p>
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>検察総合情報管理システムの運営について、システム更新機器に係るリース期間の延長等の執行計画の見直しを行い、その結果を適切に反映して経費の削減を図った。</p> <p>また、各種犯罪への対応について、情報収集用端末に係るリース期間の延長等の執行計画の見直しや、物品の調達計画の変更を行い、経費の削減を図った。</p>
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-------------	----------	--------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」

V-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)¹⁰等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「デジタルフォレンジック研修（中級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。平成29年度まで実施していた「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」及び「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」を整理し、「デジタルフォレンジック研修（中級編）」及び「デジタルフォレンジック研修（上級編）」とした。

*6 「デジタルフォレンジック研修（上級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについて高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。研修体系の整理については、*5「デジタルフォレンジック（中級編）」のとおり。

*7 「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施し、研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官として平成29年度まで実施した。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォ

ンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*8 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施し、平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更し、平成29年度まで実施した。

*9 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*10 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

令和元年度政策評価書要旨

(法務省1-(9))

施策名	矯正施設 ¹ の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(1)) (評価書123頁)					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設等における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。 ・ 刑事施設²の総合警備システム³を更新整備する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,374,053	6,440,989	6,526,085	8,504,838
		補正予算(b)	1,324,467	8,441,476	2,087,022	2,597,819
		繰越し等(c)	△784,674	△7,099,351	6,283,134	/
		合計(a+b+c)	6,913,846	7,783,114	14,896,241	
執行額(千円)	6,806,598	7,644,429	14,610,082			
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）⁴ ○ 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）⁵第13条等 						

測定指標	令和元年度目標	達成			
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。					
参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度

1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8
2 上記訓練の参加者数(人)	343	346	353	353	354
3 管区機動警備隊集合訓練の参加者に対するアンケート(訓練を有意義とする回答)(%)	95.9 (329/343 人)	98.3 (340/346 人)	98.6 (348/353 人)	96.9 (342/353 人)	96.9 (343/354 人)
4 刑事施設における保安事故発生状況(逃走, 自殺, 火災, 傷害等)(件)	18	23	16	13	14
5 災害復旧その他救援活動派遣事案数(件)	3	6	5	3	4

測定指標	令和元年度目標値					達成
2 総合警備システムの更新整備施設数(施設)	24施設					達成
	基準値	実績値				
	—	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	—	7	15	15	13	53

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 測定指標1については、集合訓練に参加した隊員の各設問に対する回答の96.9パーセントが「有意義」との内容であり、また、保安事故発生件数も、過去5年で最多である平成28年度の23件と比較すると、14件と減少している。加えて、重警備必要事態や災害の発生など、矯正施設の保安機能が低下するおそれがある事態等の発生時においては、迅速な職員派遣が実施され、適切に対処するなど、刑事施設職員の職務執行力の向上が図られていると見ることができる。他方、測定指標2についても、目標値を超える施設について更新整備ができたことから、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 札幌から福岡までの全国8管区(全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計354人)において、令和元年9月から同年12月までの間、それぞれ5日間の日程で、大規模震災等の非常事態の発生、被收容者による逃走、暴動・騒じょう、施設襲撃等を想定し、非常動員赴援訓練、総合防災訓練、拳銃、警備用具の使用訓練、特別警備活動訓練、消防訓練、救急法、警備研究討議等の様々な訓練を行った。 これまで、一部の訓練においては、専門分野の指導者(消防士等)を招へいするほか、最近では、	

自治体や関係機関と合同で防災訓練等の実践的かつ実務的な訓練を実施するなどしており、平成30年7月の西日本豪雨時や令和元年度東日本台風による被害等発生時には、避難住民の受入れ及び対応を他管区職員の赴援を受けずに適切に対応することができているなど、対外的な側面においても生かされている。

【測定指標2】

総合警備システムについては、各施設における前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案して更新整備の優先順位を定め、令和元年度においては、予算を考慮して更新整備の目標値を24施設と設定したものである。しかし、平成30年12月14日の閣議決定により、国土強靱化基本計画が変更され、これにより、被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安悪化、社会の混乱を回避して必要不可欠な行政機能を確保する目的で、平成30年度補正予算（第二次）が措置されるとともに、その繰越しが認められたことから、令和元年度の更新整備する施設の選定見直しを行い、更新整備を進めた結果、目標値を大幅に超える53施設の更新整備を完了することができた。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標1, 2 関係】

達成手段①「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に訓練するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し、有効的かつ効率的に寄与したといえる。

また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標1, 2】

刑事施設は、被収容者の収容を確保するとともに、施設の規律及び秩序を維持して適切な処遇環境を維持しつつ、被収容者の状況に応じた適切な処遇を実施し、法的地位ごとの収容目的を達成することを目的としており、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦としての責務を担っている。したがって、仮に保安事故が発生したとしても、速やかに平時の状態に回復することが刑務官に求められている。

一たび、刑事施設において重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の維持向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための充実した管区機動警備隊集合訓練を継続し、あらゆる危機場面を想定して、物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があるといえる。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和2年7月20日
- 2 実施方法
会議

	3 意見及び反映内容の概要 なし		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。		
備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】 矯正の企画調整の実施に関連する諸謝金等について、実績を踏まえて経費の削減を行った。		
担当部局名	矯正局成人矯正課警備対策室	政策評価実施時期	令和2年9月

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外堀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第13条 管区機動警備隊は，（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (10))

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(2)) (評価書127頁)					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設 ² や少年院における改善指導等を適正に実施するほか、職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等を充実させることにより、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	45,480,904	44,020,708	43,572,341	42,898,209
		補正予算(b)	85,907	369,980	138,995	1,714,196
		繰越し等(c)	△85,907	△393,052	245,927	
		合計(a+b+c)	45,480,904	43,997,636	43,957,263	
執行額(千円)	44,771,586	43,451,788	43,330,386			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3-2(2)③(施設内処遇を通じた取組等)³</p> <p>○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定) 第3-1-(5)性犯罪者に対する指導及び支援 第3-2-(2)就労の確保⁴</p> <p>○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ-3-(1)-⑥性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化 Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進⁵</p> <p>○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議閣議決定) 2 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性 3 再犯防止につながる仕事の確保</p> <p>○再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定) 第2-1 就労の確保等 第5-1-(2)-②-i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等</p>					

測定指標	目標(平成30年度～元年度)	達成
1 受刑者の性犯罪再犯防止指導 ⁶ 受講前後の問題性の変化	受刑者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	達成
施策の進捗状況(実績)		

受刑者の問題性の程度を示す数値を性犯罪再犯防止指導受講前後で測定した結果、受講後の平均値は、受講前の平均値よりも平成30年度は1.44ポイント（約19パーセント）、令和元年度は1.58ポイント（約21パーセント）低下したことが確認された。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
性犯罪再犯防止指導受講開始人員（人）	497	493	504	797	563

測定指標	目標（平成30年度～元年度）	達成			
2 少年院の性非行防止指導 ⁷ 受講前後の問題性の変化	在院者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	達成			
施策の進捗状況（実績）					
<p>在院者の問題性の程度を示す数値を性非行防止指導受講前後で測定した結果、指導受講後の平均値は、受講前の平均値よりも平成30年度は7.04ポイント（約15パーセント）、令和元年度は暫定値であるが5.64ポイント（約14パーセント）低下したことが確認された。</p>					
参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
性非行防止指導受講人員（人） （中核プログラム修了者）	—	191	228	188	165

測定指標	年度ごとの目標値						
	30年度			元年度			
3 刑事施設における職業訓練の充実度	対29年増			対30年増			おおむね達成
	29年	27年	28年	29年	30年	元年	
出所者における職業訓練受講者数（人）	3,965	3,218	3,632	3,965	4,234	3,879	

出所者における職業訓練受講率 (%)	18.0	13.7	15.8	18.0	20.1	19.4
参考指標	実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	
刑事施設出所者数 (人)	23,566	22,947	22,025	21,060	19,993	

測定指標	年度ごとの目標値					
	30年度			元年度		
	対29年増			対30年増		
4 刑事施設における就労支援実施人員の割合	基準値			実績値		
	29年	27年	28年	29年	30年	元年
	達成					
就労支援実施人員の割合 (%)	18.1	14.5	15.4	18.1	19.5	19.8
参考指標	実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	
刑事施設出所者数 (人)	23,566	22,947	22,015	21,060	19,993	
就労支援実施人員 (人)	3,413	3,529	3,989	4,097	3,961	
就労支援実施人員のうち、満期釈放人員 (人)	—	—	823	732	565	
うち、在所中就職内定人員 (人)	—	—	255	284	286	
就労支援実施人員のうち、仮釈放人員 (人)	—	—	2,282	2,190	1,794	
うち、在所中就職内定人員 (人)	—	—	451	649	628	
事業主による採用面接実施人員 (人)	348	512	1,023	1,420	1,653	

就労支援スタッフによる面接等 実施人員（人）	22,387	22,299	23,593	23,999	25,350
---------------------------	--------	--------	--------	--------	--------

測定指標	年度ごとの目標値						
	30年度			元年度			
5 少年院における就労支援実 施人員の割合	対29年増			対30年増			おおむね 達成
	基準値	実績値					
	29年	27年	28年	29年	30年	元年	
就労支援実施人員の割合（%）	22.8	20.8	20.6	22.8	22.9	22.8	
参考指標	実績値						
	27年	28年	29年	30年	元年		
少年院出院者数（人）	3,286	3,068	2,882	2,564	2,470		
就労支援実施人員（人）	683	631	656	587	563		
事業主による採用面接実施人員 （人）	93	104	153	231	249		
就労支援スタッフによる面接等 実施人員（人）	5,994	8,677	9,265	8,288	7,267		
少年院仮退院者の保護観察終了 時の有職者の割合（%）	76.0	77.2	78.7	77.2	78.0		

目標達成度合い の測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり
	<p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1ないし5は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると 考えている。測定指標1、2及び4については目標を達成することができ、測定 指標3及び5については目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
施策の分析	

評価結果

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1, 2 関係】

性犯罪再犯防止指導は、受刑者の再犯リスクや問題性の大きさを評価し、その結果に応じた適切なプログラムを選択して実施している。受刑者の問題性については、専門的なアセスメントツールを用いてその程度を数値化しており、プログラム受講後にもアセスメントを行っている。

性非行防止指導においては、専門的なアセスメントツールを用いて、再犯の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握しており、指導受講前後にアセスメントを行っている。

両者共に、こうしたアセスメントの結果得られる問題性の程度について、指導受講前後で比較分析した結果、受講前よりも受講後の方が数値が低下していたことから、上記のとおり判断した。

【測定指標 3 関係】

出所者における職業訓練受講者数及び出所者における職業訓練受講率については、減少に転じているものの、令和元年度予算において、収容人員の減少を受けて職業訓練定員の合理化を行っている中で職業訓練の充実化に努めた結果、令和元年度の定員の減少率（対30年度比5.6パーセント減）に比して、出所者における職業訓練受講率の減少率（対30年度比3.5パーセント減）が低いことから、上記のように判断した。

【測定指標 5 関係】

出院者に占める就労支援実施人員の割合は、ほぼ横ばいの状況が続いているものの、出院者の就職に係る希望を直接伝えることのできる事業主による採用面接実施人員は増加していることに加え、参考指標にないものの、就労支援を実施した出院者のうち、内定を得た者の数は増加（平成28年：85人、平成29年：100人、平成30年：156人、令和元年：195人）していることから、上記のとおり判断した。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられている（これらの要因を別々のアセスメントツールで測定しているのではなく、これらの要因により構成されている一つのアセスメントツールを用いて各受刑者の問題性の程度を測定している。）。本測定結果は、プログラムの受講により、受刑者の問題性の程度が小さくなることを示しており、改善指導が適正に実施され、受刑者の改善更生に有効に寄与していると言える。

【測定指標 2 関係】

非行に及んだ在院者の問題性には、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、これらの要因により構成されている一つの専門的なアセスメントツールを用いて、再犯・再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握している。本測定結果は、指導の受講により、在院者の問題性の程度が小さくなることを示しており、指導が適正に実施され、在院者の改善更生に有効に寄与していると言える。

【測定指標 3 関係】

職業訓練により、知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯防止に資するものであることから、社会のニーズに即し、かつ受刑者の希望、適性等を考慮しつつ、出所後の就職に役立ち、円滑な社会復帰につながるような職業訓練の充実化に努めた結果、受刑者に対して必要な職業訓練が充実化されたことが認められる。

【測定指標 4 関係】

刑事施設における就労支援については、出所後の生活に不安を抱く受刑者に対し、就労支援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに、具体的な求職活動の指導を行っているところ、刑事施設における就労支援実施人員の割合は19.8パーセント（令和元年度）となっており、また、就労支援を実施した満期釈放人員及び仮釈放人員のうち、刑事施設在所中の就職内定者人員の割合は増加傾向にあることから、支援が適切に実施され、受刑者の就労先確保に有効に寄与しているものと認められる。

【測定指標 5 関係】

少年院においては、出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のために、原則的に全在院者を対象に職業指導を行っており、さらに個別的な必要に応じ「就労支援」という形で、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行い、有効かつ効率的に実施されていると認められる。

次期目標等への反映の方向性

【施策（測定指標 1, 2）】

被収容者の再犯・再非行防止のためには、再犯・再非行リスクや問題性を的確に把握し、その特性に応じた指導を行うことが重要であり、取り分け、性犯罪・性非行は被害者の心身に重大な被害を与えることから、再犯・再非行防止のための対策は特に社会的な要請も大きい。上記のとおり、本測定結果からは、性犯罪再犯防止指導、性非行防止指導が受刑者・在院者の改善更生に有効に寄与していると言えることから、現在の目標を維持し、受刑者、在院者に対し、適切なアセスメント結果に基づいて効果的に性犯罪再犯防止指導、性非行防止指導を実施していく。

【測定指標 1】

性犯罪再犯防止指導については、引き続き、受講前後の問題性の程度の変化を指標とし、施策の評価を行う。

【測定指標 2】

性非行防止指導については、引き続き、受講前後の問題性の程度の変化を指標とし、施策の評価を行う。

【施策（測定指標 3 ないし 5）】

被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう、現在の目標を維持し、引き続き就労支援等の拡充等を図っていく。

【測定指標 3】

今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより、更に受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。

【測定指標 4】

就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要であることから、引き続き刑事施設における就労支援事業の拡充を図っていく。

【測定指標 5】

出院者に占める就労支援実施人員の割合は、ほぼ横ばいの状況が続いているが今後も、少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none">1 実施時期 令和2年7月20日2 実施方法 会議3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策Ⅱ関係番号2, 3のとおり 〔反映内容〕 なし
-----------------	--

政策評価を行う	○評価の過程で使用したデータや分析方法
---------	---------------------

う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・分析対象者：平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に、性犯罪再犯防止指導の受講を終了した者ないし性非行防止指導の中核プログラムの受講を終了したもの（短期義務教育課程及び短期社会適応課程に指定されたものを除く。） ・分析方法：年度ごとに、問題性の程度を示す数値について、分析対象者の受講前と受講後の平均値の差をt検定により分析した。 <p>・「刑務所出所者等就労支援事業実施状況報告」 （矯正局成人矯正課，矯正局少年矯正課：対象期間平成31年1月1日～令和元年12月31日）</p> <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「矯正統計年報」 （法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html] ・「保護統計年報」※令和元年の数値は速報値 （法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_hogo.html]
---------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>収容人員減少による見直し等により，経費の削減を図った。</p> <p>また，償還人員の減少を見込み，実費弁償金に係る経費の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	矯正局 成人矯正課，少年矯正課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------	----------	--------

- *1 「矯正施設」
刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称
- *2 「刑事施設」
刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称
- *3 「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）第3－2（2）③（施設内処遇を通じた取組等）
少年院・少年刑務所において，勤労意欲を高め，職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか，社会復帰に資する就労支援を行う。また，少年院において，修学の意欲を高めるため，高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。
- *4 「再犯防止に向けた総合対策」第3－2－（2）就労の確保
就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を，刑務所等収容後早期に把握し，就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに，雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ，実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。
また，就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。
- *5 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ－3－（2）－②就労支援の推進
刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに，離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか，刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や，「更生保護就労支援事業」を推進する。また，民間

団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*6 「性犯罪再犯防止指導」

刑事施設における特別改善指導の一つ。性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者を対象に、認知行動療法をベースとしたグループワーク等を実施している。

*7 「性非行防止指導」

少年院における特定生活指導の一つ。認知行動療法をベースとするワークブック教材を用いて行うグループワーク又は個別指導を中核プログラムとし、その指導効果を高めるためにマインドフルネス、アンガーマネジメント、性教育等の周辺プログラムを組み合わせ、フォローアップ指導を含めて包括的に実施している。

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (11))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な運営に必要な民間委託等 ^{*2} の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(3)) (評価書135頁)					
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。					
達成すべき目標	PFI手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	16,623,169	17,977,875	18,330,815	19,232,333
		補正予算(b)	△79,308	△63,301	△168,546	0
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	16,543,861	17,914,574	18,162,269	
執行額(千円)	16,396,557	17,699,080	17,963,505			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)^{*3} ○構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)^{*4} ○構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定、平成28年3月22日一部変更)^{*5} ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)^{*6} ○公共サービス改革基本方針(平成18年9月5日閣議決定、令和元年7月9日改定)^{*7} ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告)2-(2)【就労支援対策の充実・強化】^{*8} ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2)就労の確保^{*9} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定)Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進^{*10} ○宣言：犯罪に戻らない・戻さない(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)Ⅲ再犯防止につながる仕事の確保^{*11} ○再犯防止推進計画(平成29年12月15日犯罪対策閣僚会議決定)Ⅱ-第2-1-(Ⅱ)具体的施策^{*12} 					

測定指標	目標(平成29年度～元年度)	達成
1 PFI 刑務所における職業訓練の充実	PFI 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）					
実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。					
参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 PFI施設における受刑者数（人）	4,248	4,112	3,850	3,665	3,562
2 職業訓練受講者数（人） ※延べ人員	9,665	9,349	9,744	8,665	8,327
3 職業訓練受講率（%） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（%）	228	227	253	236	234
4 職業訓練修了者数（人） ※延べ人員	9,284	9,165	9,055	8,395	8,096
5 資格・免許等の取得者数（人） ※延べ人員	1,512	1,412	1,437	1,575	1,748
6 資格・免許等の取得率（%） ※資格・免許等の取得率＝資格・免許等の取得者数／受刑者数×100	36	34	37	43	49

測定指標	目標（平成29年度～元年度）	達成
2 「ジョブソニック」 ^{*13} の活用（※）	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*14} において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就労意欲等を培うため、「ジョブソニック」を実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）			
実施対象3施設において、民間事業者の企画による受刑者に対する企業説明会やワークショップ形式の体験学習講座を合計12回実施した。また、ジョブソニックとして企業説明会に参加した受刑者アンケートでは、約8割が参加して良かったと回答するなど、多くの受刑者から肯定的な反応があった。			
参考指標	実績値		
	29年度	30年度	元年度
1 施設当たりの企業説明会実施回数（回）	2	2	2

2 延べ参加受刑者（人）	800	660	341
--------------	-----	-----	-----

(※)「ジョブソニック」の活用」は、平成29年度からの新規事業である。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標1及び2は、各達成すべき目標に照らして、全て主要なものであると考える。測定指標について目標を達成することができたため、施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足)	<p>【測定指標1】</p> <p>PFI手法を活用して職業訓練を実施している4施設において、サービス業など求人において比較的人気のある業種を含む約120種類の専門的な職業訓練を実施した。PFI施設における収容人員は減少傾向にあるものの、職業訓練受講率は依然200パーセントを超える高い水準を維持しており、PFI施設における受刑者数に占める資格・免許等の取得者も3割を超える高い水準を保っている。</p> <p>女性刑務所においては、需要のあるネイリストの資格を取得できる講座や、近年の外国人観光客の増加を受けたホテル業界での清掃訓練など、刑事施設職員だけでは実施が難しく男子受刑者とは異なるニーズを踏まえた訓練を実施した。このように、民間のスキルやノウハウを活用して、雇用情勢に応じた職業訓練を積極的に実施し、受刑者に資格や免許を取得させることができた。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>ジョブソニックとして企業説明会に参加した受刑者のアンケートでは8割近くの受刑者が、参加して良かったと回答し、就労への不安が軽減した旨の声が上がっていた。また、参加した受刑者数は企業説明会に比べると少ないが、ワークショップにおいても多くの受刑者が参加して良かったと評価しており、少人数での実施という利点を生かして実際に就労内容を体験するなど質の高い経験ができたと考えられる。延べ参加人数は減少しているが、ワークショップの開催が増えており、説明会よりも少人数の対象者に質の高い働きかけを行う内容となっている。また、実施対象施設において、ジョブソニックへの参加企業の求人情報を各施設で年に2回配布している。この求人情報を通じて、平成29年には5人、平成30年には4人、令和元年度には15名の受刑者が出所前に内定を獲得しており、年度によるばらつきはあるものの、施設全体で在所中に内定を得る受刑者のうちおおよそ半数を占めている。このように、民間のノウハウやアイデアを生かしながら受刑者の社会復帰への不安を軽減し、就労意欲を培うという目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段「PFI刑務所の運営」において実施している職業訓練は、施設・設備や敷地等の制約を踏まえた上で、民間のノウハウやアイデアを活用し、職業人として基礎的なスキルの付与を目的とした訓練科目や、雇用情勢に応じた質の高い訓練科目を積極的に取り入れている。平成26年度から同28年度において、受刑者数は、全国的に減少傾向にあるところ、職業訓練受講者数と資格・免許等の取得者数の割合は、高い水準にあり、達成手段であるPFI手段における職業訓練が一定の効果を上げていると考えられる。</p> <p>【測定指標2関係】</p> <p>達成手段「刑事施設の民間委託運営」において実施しているジョブソニックは、黒羽刑務所、静岡</p>

<p>刑務所及び笠松刑務所において、民間のネットワークとノウハウを活用し、平成23年度から実施しており、その中で方法を検証しながら、随時改良を加えているところである。ジョブソニック実施後、ワークショップに参加した受刑者のアンケート結果からも、受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起に効果があったものといえる。</p> <p>以上のことから、民間委託等によるこれらの取組が、矯正処遇の充実に寄与したものといえる。</p>			
<p>次期目標等への反映の方向性</p>			
<p>【施策】 再入受刑者が犯行時に無職である割合は、就労している場合の2倍近くあるなど高い水準で推移している。刑務所出所者の再犯防止に資する職業訓練及び就労支援を充実させるために、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練及び効果的な就労支援の実施を図る。</p> <p>【測定指標1】 PFI刑務所における職業訓練受講率、資格・免許等の習得者率において高い水準の維持ないしは増加を目指す。</p> <p>【測定指標2】 ジョブソニックへの参加受刑者数において高い水準の維持ないしは増加を目指す。また、受刑者のジョブソニックへの参加前後での就労意欲や就労への不安の変化について軽減することを目指す。</p>			
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和2年7月20日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p>	<p>〔意見〕 ジョブソニックで内定を得た受刑者の数について、その母数が不明であるため数値の多寡の判断が難しい。</p> <p>〔反映内容〕 ジョブソニックを通じて内定を得た受刑者が、在所中に内定を得る受刑者に対しておおよそ半数を占めることを追記した。</p>	
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」（矯正局成人矯正課、対象期間平成27年4月1日～同30年3月31日） ・ジョブソニック参加者に対するアンケート結果 ・「一般職業紹介状況（令和2年3月分）」 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=normal&toukei=00450222&survey=%E4 		
<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>矯正局成人矯正課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか，公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法（公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

*3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により，効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに，国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し，もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*4 「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し，当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより，教育，物流，研究開発，農業，社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り，もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*5 「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定，平成28年3月22日一部変更）」

構造改革の推進等の意義，目標，政府が実施すべき施策に関する基本的な方針，政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*6 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し，その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から，これを見直し，民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより，公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*7 「公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定，令和元年7月9日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義，目標，政府が実施すべき施策に関する基本的な方針，政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*8 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）」

2-（2）【就労支援対策の充実強化】

さらに，矯正施設（刑務所・少年院）においては，PFI刑務所等において，民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに，就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*9 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を，刑務所等収容後早期に把握し，就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに，雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ，実際の雇用に関わり実践的なサポートを行う。

また，就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*10 「世界一安全な日本」創造戦略（平成）25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）

Ⅲ-3-（2）-②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに，離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか，刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や，「更生保護就労支援事業」を推進する。また，民間

団体や地方公共団体と連携した就労支援等の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*11 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない（平成 26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）」

Ⅲ再犯防止につながる仕事の確保

犯罪や非行をした者の多くが、犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能の欠如など就労に関する問題を抱えていることから、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するなどして就労支援を行う。

*12 再犯防止推進計画（平成 29年12月15日犯罪対策閣僚会議決定）

Ⅱ－第2－1－（Ⅱ）具体的施策

平成30年からの5年間で政府が取り組む再犯防止のための施策として、就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援や職業訓練の充実が挙げられている。

*13 「ジョブソニック」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者からの就労支援に係る提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式により、就労支援制度を周知する企業説明会やワークショップを刑事施設内で実施し、さらに「就労継続・定着」教育を行うことで、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、就労の継続を目指す。

また、民間企業に出所受刑者の採用イメージをもってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの。

*14 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (12))

施策名	保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生等 (政策体系上の位置付け：(Ⅱ-7-(1)) (評価書149頁)					
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム^{*2}を効果的に実施し、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図ることによって、保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって、保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等^{*3}を活用した自立支援^{*4}を積極的に実施することによって、行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促す。 					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,802,884	13,123,455	13,443,793	13,371,813
		補正予算(b)	239,315	298,718	139,967	95,040
		繰越し等(c)	△ 200,495	△ 123,475	205,908	/
		合計(a+b+c)	12,841,704	13,298,698	13,789,668	
執行額(千円)	12,035,940	12,784,724	13,280,874			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○更生保護法(平成19年法律第88号)^{*5} ○更生保護事業法(平成7年法律第86号)^{*6} ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)^{*7} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定)^{*8} ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)^{*9} ○再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)^{*10} ○再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)^{*11} 					

測定指標	目標値(平成29年度～令和元年度)			達成
	29年	30年	元年	
1 専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察執行猶予を取り消された ^{*12} 者の割合(%)	7.9未満	7.9未満	7.9未満	おおむね達成
	基準値	実績値		

	—	27年	28年	29年	30年	元年
	7.9	7.2	6.2	5.1	6.6	8.1
参考指標	実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	
1 専門的処遇プログラム終了者数（人）	2,621	2,675	2,674	2,692	2,478	
2 専門的処遇プログラム終了者のうち仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の数（人）	190	165	137	178	201	

測定指標	目標値（平成29年度～令和元年度）					達成
2 保護観察終了者に占める無職者の割合（％）	29年	30年	元年			おおむね達成
	対28年減	対29年減	対30年減			
	基準値	実績値				
	28年	27年	28年	29年	30年	元年
	22.1	21.8	22.1	21.9	21.2	21.3
参考指標	実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	
1 保護観察終了者数（人）（※職業不詳の者を除く）	32,884	31,096	28,976	27,313	25,565	
2 保護観察終了者のうち無職者数（人）	7,185	6,866	6,360	5,779	5,444	
3 実際に雇用している協力雇用主 ^{*13} の数（※各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	551	788	774	887	945	
4 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数（※各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	1,276	1,410	1,204	1,465	1,473	
5 完全失業率 ^{*14} （％）（※年平均）	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	

測定指標	目標（平成29年度～令和元年度）					達成
3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保するとともに、健全な社会生活を営むために必要な支援を確保する。					おおむね達成
施策の進捗状況（実績）						
平成29年度から令和元年度において、更生保護施設において高齢・障害者や薬物事犯者を中心に行き場のない保護観察対象者等の受入れを促進するとともに、自立準備ホーム ^{*15} の登録事業者を拡大し、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。						
参考指標	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
1 全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	10,179	9,609	9,620	9,719	9,789	
2 自立準備ホームの登録事業者数(事業者)	352	375	395	411	432	
3 全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	1,887	1,716	1,547	1,679	1,709	

測定指標	目標（平成29年度～令和元年度）					達成
4 犯罪予防活動の推進状況	国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進する。					おおむね達成
施策の進捗状況（実績）						
平成29年度から令和元年度において、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。						
参考指標	実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	
1 作文コンテスト参加学校（校）	9,542	10,106	10,372	10,396	10,505	

2	作文コンテスト応募作品数（作品）	308,818	329,994	333,796	337,354	344,797
3	“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数（団体）	29,920	30,118	29,860	29,720	29,416
4	“社会を明るくする運動”行事参加人数（人）	—	2,833,914	2,769,306	3,228,710	2,969,544

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2, 3及び4は、各達成すべき目標に照らし、いずれも達成度合いを適切に測定し得る指標が設定されていると考えているところ、いずれの測定指標についても目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>測定指標に係る実績値は、平成27年から29年にかけて低下傾向にあったが、平成30年から上昇に転じている。これは、仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者について、専門的処遇プログラム終了者及び仮釈放又は執行猶予を取り消された者の過去3年間の比率をもとに測定指標に係る目標値を設定したところ、薬物事犯者を主な対象とする刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月に施行され、薬物事犯の累犯者など薬物依存等の問題性の大きい刑務所出所者について、従来より長期の保護観察を実施することとなったことにより、薬物再乱用防止プログラム終了者の数及び執行猶予を取り消された者の数が、目標値設定時の想定を超えて増加し、結果として上昇傾向に転じたものと考えられる。</p> <p>一方、薬物再乱用防止プログラム以外の専門的処遇プログラムについては、性犯罪者処遇プログラムは4.7パーセント、暴力防止プログラムは2.7パーセント、飲酒運転防止プログラムは1.9パーセントと、測定指標に係る目標値を達成していることから、全体的に見るとおおむね効果的に実施されていると考えられる。よって、目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>保護観察終了者に占める無職者の割合は減少傾向にあったところ、平成28年に一時増加に転じたものの、平成29年以降は再び減少し、令和元年は0.1ポイント増加するも、いずれの年も基準値に近い割合を保っていることから、目標はおおむね達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標3】</p> <p>全更生保護施設における年間収容保護人員は、平成28年度に比べ平成29年度及び30年度は増加しており、自立準備ホームについても、登録事業者数は平成27年度から増加を続けており、着実な収容保護を続けている。また、更生保護施設整備事業への補助により更生保護施設の改築、補修に要する経費の一部を補助した結果、居室の個室化、建物のバリアフリー化、地域における災害拠点としての整備等、施設の機能が維持・強化された。</p> <p>平成29年度からは、更生保護施設退所者の地域における生活基盤の確保の一環として、退所後、親族等の見守りがない者を中心に、更生保護施設に通所させるなどして自立更生に向けた支援を行った場合における委託費を措置している。また、平成29年度から30年度にかけて、更生保護施設の補導職</p>	

員を各施設1名増配置するなど体制を整備するとともに、引き続き、全国71施設に福祉職員を、25施設に薬物専門職員を配置し、高齢又は障害により自立が困難な者や薬物依存のある者の受入れを強化するなど行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。これらの取組を通じ、平成29年度から令和元年度までの各年度において、更生保護施設等において1万人以上に生活基盤を提供した。よって、目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標4】

令和元年の”社会を明るくする運動”は、参考指標にはないものの、行事の実施回数は平成30年の57,996回から令和元年は73,880回と増加しており、推進委員会の構成機関・団体数や行事参加人数も一定数を維持しているなど、引き続き活発に行われたものと評価できる。

また、作文コンテストの参加学校数及び応募作品数は毎年増加し続けており、令和元年の作文コンテストの参加学校数は10,505校で、平成30年と比較して109校増加した。応募作品数についても、344,797作品で平成30年と比較して7,443作品増加した。犯罪や非行などに関して考えたことや感じたことをテーマとした作文コンテストは、学校での犯罪予防活動に関する教育に資するものであり、その応募を通じて、保護観察所や保護司が学校との連携を図り、更生保護への理解を働きかけるものである。

多くの機関・団体が”社会を明るくする運動”推進委員会に参画し、多数の行事が実施された。また、作文コンテストの参加学校数及び応募作品が増加したことにより、学校との連携や更生保護活動への理解促進が効果的に図られた。

以上のことから、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進するという目標をおおむね達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1】

事前分析表の達成手段③「保護観察の実施」において実施している専門的処遇プログラムでは、受講対象者に対して認知行動療法等の専門的な知見に基づき、犯罪に結びつく認知のゆがみ、自己統制力の不足等の問題性、薬物事犯における薬物への依存性等の除去・緩和を目的として処遇を行い、その改善更生を助けるための積極的な指導監督を実施した。その結果、プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合は、薬物再乱用防止プログラム終了者について平成30年から上昇傾向に転じたものの、その他のプログラム終了者については減少傾向にあることから、専門的処遇プログラムの実施が、保護観察対象者の再犯防止及び改善更生に一定の効果を上げていると認められる。

【測定指標2】

事前分析表の達成手段②「就労支援事業への補助」により、法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援においては、身元保証事業¹⁶に係る経費の補助を適切に行うなどした。また、平成26年から民間の就労支援事業所へ就労支援を委託し、きめ細やかな寄り添い型の支援を継続しているほか、平成27年度からは協力雇用主に対する支援の充実強化策として奨励金を支払う制度を開設し、対象者を実際に雇用する協力雇用主数は令和元年10月1日時点で平成26年の約3倍(1,556社)に増加した。その結果、保護観察終了者に占める無職者の割合はいずれの年も平成28年の基準値を下回っており、就労支援の強化が一定の効果を上げていると認められる。

【測定指標3】

事前分析表の達成手段①「更生保護施設整備事業への補助」により更生保護施設の改築、補修に要する経費の一部を補助した結果、居室の個室化、建物のバリアフリー化、地域における災害拠点としての整備等、施設の機能が維持・強化された。

また、更生保護施設退所者の地域における生活基盤の確保の一環として、退所後、親族等の見守りができない者を中心に、更生保護施設に通所させるなどして自立更生に向けた支援を行った場合における委託を措置したほか、更生保護施設の補導職員を各施設1名増配置するとともに、引き続き福祉職員及び薬物専門職員を配置し、高齢又は障害により自立が困難な者や薬物依存のある者の受入れを強化したことなどにより、更生保護施設等において、1万人以上の行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を提供したことから、行き場のない保護観察対象者の自立更生に一定の効果あげたと認められ

る。

【測定指標 4】

事前分析表の達成手段④「犯罪予防活動の促進」において実施している犯罪予防活動では、主に小中学校で犯罪予防活動に関する教育を行い、学校との連携を図ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求める活動を行った。

また、”社会を明るくする運動”に対して、多くの国民や関係機関・団体の参画があったことに加え、犯罪・非行のない地域社会作りや犯罪・非行をした人の立ち直り等を題材とした作文コンテストに数多くの応募があったことから、犯罪予防活動への民間の参画を促すという目標に一定の効果を上げたといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標 1】

令和元年度までの測定指標は「専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合」であったが、測定対象者の保護観察期間がそれぞれ異なっており、測定期間の偏差が大きいう課題が存在した。そのため、次期計画においては、よりの確に施策の効果を測定するため、測定期間の偏差が少ない「覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率」を測定指標とする。

【測定指標 2】

無職者の割合は減少傾向にあるものの高水準で推移しており、また、保護観察対象者等は前歴や乏しい社会的スキルのために就労が困難であり、就労支援の重要性が高いことから、引き続き、保護観察対象者等に対する就労支援の効果を把握することとし、保護観察終了者に占める無職者の割合を測定指標とする。なお、本指標は雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、評価期間を通じた一定の目標値を設定することが困難であるから、年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を前年より減少させることを目標とする。

【測定指標 3】

令和元年度までは定性的な指標として「行き場のない保護観察対象者等の受入れ状況」を用いて測定していた。しかし、保護観察対象者等を一時的に保護するだけでなく、退所後の生活基盤を確保するとともに、退所後も必要に応じて更生保護施設に相談に来させるなどして、円滑に社会生活に移行させることが重要であることから、より明確な目標として定量的な指標である「更生保護施設退所者に占める事故等退所者の割合」を測定指標とし、その値を減少させることを目標とする。

【測定指標 4】

犯罪や非行のない地域社会を築くためには、学校と連携した犯罪予防活動が有効であることを踏まえ、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等が更に効果的な活動を展開できるようにするための働き掛けに努めていく。

また、犯罪や非行のない地域社会を築くためには、地域の関係機関・団体が広く犯罪予防活動に参画することも重要であることから、”社会を明るくする運動”等を通して、効果的に各機関・団体の理解・協力を求めていく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和2年7月20日
- 2 実施方法

	<p>会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕</p> <p>別添「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策Ⅱ関係番号5, 6のとおり</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>なし</p>
--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「更生保護法人等事業成績等報告書」 （保護局更生保護振興課，対象期間：平成29年4月1日～令和2年3月31日） ・「”社会を明るくする運動”作文コンテストの実施結果」 （保護局更生保護振興課，対象期間：令和元年1月1日～令和元年11月30日） ・「”社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数」 （保護局更生保護振興課，対象期間：令和元年1月1日～令和元年12月31日）
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>旅費，庁費及びセンター運営に係る光熱水料について，執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより，経費を削減した。</p> <p>また，表彰件数を見直すことにより，経費を削減した。</p> <p>さらに，システム運用経費について，機器廃棄計画等を見直すことにより，経費を削減した。</p>
----	---

担当部局名	保護局更生保護振興課，観察課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------	----------	--------

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生保護法第85条による更生緊急保護対象者

*2 「専門的処遇プログラム」

性犯罪，薬物犯罪，暴力犯罪，飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し，心理学等の専門的知識に基づき，そうした犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り，自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに，再び犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ，上記傾向を改善するプログラム。

性犯罪者処遇プログラムは，平成18年4月から実施。

薬物再乱用防止プログラムは，平成20年6月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」として実施。その後，平成24年10月に長期的な処遇に対応する内容に改め，平成28年6月からは，特別遵守事項による義務付けの対象を拡大し，教育内容を充実させて，現在の名称に変更。

暴力防止プログラムは，平成20年6月から実施。その後，平成27年4月に，暴力犯罪と関連する問題性（DV（家庭内暴力）や飲酒の問題）に対応する内容を追加。

飲酒運転防止プログラムは，平成22年10月から実施。

*3 「更生保護施設等」

更生保護施設及び自立準備ホーム

*4 「自立支援」

社会に適応し，自立した生活が営むことができるように，個々の問題や必要に応じて，生活指導，住居

や就労の確保に係る支援などを実施すること。

*5 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第1条参照）。

*6 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

*7 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・ 第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・ 第3-2-1 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・ 第3-2-2 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・ 第3-4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

*8 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・ Ⅲ-3-1-⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・ Ⅲ-3-2-① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常生活指導を強化する。

・ Ⅲ-3-2-② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファーム^{*20}を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・ Ⅲ-3-6-② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS（Big Brothers and Sisters Movement）会^{*21}の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*9 「「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）」

・ Ⅲ－3－(2) 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

・ IV－3－(1) 一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の推進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

・ V－1 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とするとともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流すること等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容をわかりやすく発信する取組を推進する。

*10 「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」

本法は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする（第1条参照）。

*11 「再犯防止推進計画」

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関して、次に掲げる事項について定められている。

- ・ 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- ・ 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- ・ 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- ・ 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- ・ その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- *12 「仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者」
プログラム終了事由が、再犯又は遵守事項違反による仮釈放若しくは保護観察付執行猶予の取消しである者。
- *13 「協力雇用主」
犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
- *14 「完全失業率」
総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の三つの条件を満たす者）の割合を指す。
- *15 「自立準備ホーム」
保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所。
- *16 「身元保証事業」
身元保証人を確保できない保護観察対象者等について1年間身元を保証し、保護観察対象者等による業務上の損害に対し見舞金を支給することにより、雇用主の雇入れの不安感を除くための事業。

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (13))

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－8－(1)) (評価書159頁)</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<p>・オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分^{*1}を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況^{*2}を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>元年度</p>	<p>2年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,357,242</p>	<p>2,056,954</p>	<p>2,123,072</p>	<p>2,158,423</p>
<p></p>	<p>補正予算(b)</p>	<p>596,675</p>	<p>341,678</p>	<p>444,606</p>	<p>0</p>
<p></p>	<p>繰越し等(c)</p>	<p>△539,999</p>	<p>346,883</p>	<p>△46,309</p>	
<p></p>	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,413,918</p>	<p>2,745,515</p>	<p>2,521,369</p>	
<p></p>	<p>執行額(千円)</p>	<p>2,406,291</p>	<p>2,692,469</p>	<p>2,487,865</p>	
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<p>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*12} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*13} ○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14} ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）^{*15} ○サイバーセキュリティ2019（令和元年5月23日サイバーセキュリティ戦略本部決定）^{*16} ○第198回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日）^{*17} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ</p>				

	基本戦略（令和元年7月30日セキュリティ幹事会） ^{*18} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ^{*19} ○G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定） ^{*20}
--	---

測定指標	令和元年度目標	達成
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成

施策の進捗状況（実績）		
観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。		

参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	実施回数（回）	25	27	29	29	19
	施設数	33	27	30	71	28
	動員数（人）	555	523	572	1,050	424

測定指標		令和元年度目標値					達成	
2 地域住民との意見交換会の実施回数		47.2回以上実施					おおむね 達成	
		基準値	実績値					
		—	27年度	28年度	29年度	30年度		元年度
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	—	46	41	51	53	36	
	過去5年の平均実施回数	—	45	45	46.8	47.2	45.4	

測定指標	令和元年度目標	達成
------	---------	----

3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。	達成
--	--	----

施策の進捗状況（実績）

収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標		実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ホームページのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	346,365	408,252	541,809	634,675	527,868
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	2,716,924	2,889,929	4,789,488	5,731,614	5,709,705

評価結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p>
	<p>（判断根拠）指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び3について、目標を達成することができた。また、測定指標2については、目標値に対する達成率が約80%であり、目標をおおむね達成することができた。</p> <p>以上のとおり、一部の測定指標で目標が達成されなかったものの、おおむね目標に近い実績を示しており、現行の取組を継続することにより、目標達成は可能であると考えられる。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>

施策の分析

（測定指標の目標達成度の補足）

【測定指標1】

令和元年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計19回、延べ28施設、公安調査官延べ424人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。

以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと言え、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。

なお、令和元年度については、複数箇所一斉立入検査を実施したため、実施回数は減少しているも

の、検査を実施した施設数はおおむね例年どおり（平成30年度を除く。）である。

【測定指標2】

令和元年度は、地域住民との意見交換会の実施回数が36回となり、目標とした47.2回以上を達成することができなかったものの、地域住民との意見交換会の実施によって、地域住民から教団に関する情報提供を受けることで、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から教団の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資したと評価できる。

【測定指標3】

令和元年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*21}、「内外情勢の回顧と展望」^{*22}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*23}、「世界のテロ等発生状況」^{*24}等を掲載することでホームページの内容を充実させているほか、オウム真理教問題に関する啓発動画を製作し、これをインターネット上に公表した。

以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び重要政策の推進に貢献するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1, 2 関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくという目標に対して有効に寄与したと言える。特に、7月には、麻原らの死刑執行後1年が経過したことを受け、全国11か所の教団施設に対し、公安調査官延べ131人を動員して一斉立入検査を実施したが、死刑後の教団の危険性をうかがわせる兆候の有無等の把握に有効であった。また、地域住民との意見交換会は、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標3 関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標1, 2】

教団は、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を死刑執行後の現在もなお崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を引き続き明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後

も教団の危険性に対する理解促進を図り、その恐怖感・不安感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民との意見交換会について、過去5年の平均実施回数を上回るよう開催していく。

【測定指標3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和2年7月20日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 立入検査の実施回数等について、令和元年度の実施回数が前年の29回に対し、19回と大幅に減少している理由を教えてください。</p> <p>〔反映内容〕 令和元年度については、複数箇所一斉立入検査を実施したため、実施回数は減少しているものの、検査を実施した施設数はおおむね例年どおり（平成30年度を除く。）である旨、「評価結果」欄「施策の分析」欄【測定指標1】に補足説明として追記した。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>なし</p>
----------------------------------	-----------

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】 調査用器材等の保守内容の見直しや光熱水料の実績反映等を行い、経費の縮減を図った。 また、システム用端末の修理経費等の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>公安調査庁総務部総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	--------------------	-----------------	---------------

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査

庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに，団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って，必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお，観察処分に基づく調査の結果については，関係地方公共団体の長から請求があったときは，これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*2 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html）を参照

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は，破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行い，もつて，公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は，この法律による規制に関し，第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は，この法律による規制に関し，第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は，会議の定めるところにより，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報であつて，会議の審議に資するものを，適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか，内閣官房長官及び関係行政機関の長は，議長の求めに応じて，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り，テロの未然防止に万全を期するため，関係省庁（公安調査庁を含む）は，国際機関や外国機関との連携を深め，テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに，当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し，情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有，カウンターインテリジェンス意識の啓発，事案対処，管理責任体制の構築について，政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

2-（2）-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ，大量破壊兵器拡散，北朝鮮等の問題に関する情報は，我が国の安全保障又は国民の安全に直

接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1)-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

(1)-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

(2)-② 日本版NCFTA^{*25}の創設

Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1)-② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

(2)-① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

(3)-① 空港・港湾における水際危機管理の強化

(3)-④ 海上警備・沿岸警備の強化

(5)-① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

(5)-② 在外公館における警察アタッシュ^{*26}、防衛駐在官等の体制強化

(5)-③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

(5)-⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

(5)-⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び

違法行為の取締り

(6)-① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

(6)-③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

(7)-① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

(8)-① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

(8)-② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1)-② 治安関係機関(公安調査官を含む)の増員等の人的基盤の強化

(1)-③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資器材等の整備

(1)-⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進

(1)-⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営

(1)-⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」

シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国

際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、I S I L等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりI S I L等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

3 大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

また、我が国では、（中略）、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(6) 外交・安全保障

① 外交

在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、在外邦人の安全確保のための国際テロに係る情報収

集・分析機能の強化に取り組む。

② 安全保障

海上保安体制強化に関する方針等に基づく領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化、海洋状況把握の能力向上等による総合的な海洋の安全保障の実現、国境離島の保全や地域社会の維持及び事態対処能力の向上に取り組む。

(7) 暮らしの安全・安心

② 治安・司法

治安・司法分野における人的・物的基盤を整備する。

③ 危機管理

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的行事の開催などを控え、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策に万全を期す。このため、産学官と国際社会の連携の下、先端技術を活用して、テロ関連情報の収集・集約・分析等の体制・能力を充実させる。空港・港湾・海上等での水際対策・入国管理や新幹線をはじめ鉄道等における警戒・警備を強化する。テロ等の緊急事態に備え、人的基盤や装備資機材を強化し、これをフルに活用して対処能力を向上させる。

*16 「サイバーセキュリティ2019（令和元年5月23日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

2.5

(2) 未来につながる成果の継承

(イ)警察庁及び都道府県警察において、2020年東京大会その他の大規模国際イベントを見据えたサイバー攻撃対策を推進するとともに、態勢の運用を通じて得た情報収集・分析、管理者対策、事案対処等に関する教訓やノウハウの効果的活用を図る。また、法務省（公安調査庁）において、人的情報収集・分析を行うとともに、その過程で得られた教訓やノウハウについて、庁内での周知及び活用を推進する。

3.2. 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

(1) 国家の強靱性の確保

(イ)警察庁及び法務省において、サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化するとともに、サイバー空間を悪用したテロ組織の活動への対策について、国際社会との連携を推進する。

(3) サイバー空間の状況把握の強化

(イ)法務省（公安調査庁）において、サイバー関連調査の推進に向け、人的情報収集・分析体制の強化及び関係機関への適時適切な情報提供等、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

(イ)法務省（公安調査庁）において、国家安全保障等に資するため、サイバー関連調査の推進に向けた人的情報収集・分析を強化するための高度な専門性を有する人材の確保・育成に向けた取組を推進する。

(イ)法務省（公安調査庁）において、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携強化を推進するなど協力関係を引き続き強化する。

*17 「第198回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日）」

（観光立国）

世界一安全・安心な国を実現するため、テロ対策などの一層の強化に取り組めます。

（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）

北朝鮮の核、ミサイル、そして最も重要な拉致問題の解決に向けて、相互不信の殻を破り、次は私自身が金正恩委員長と直接向き合い、あらゆるチャンスを逃すことなく、果敢に行動いたします。北朝鮮との不幸な過去を清算し、国交正常化を目指します。そのために、米国や韓国をはじめ国際社会と緊密に連携してまいります。

*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（令

和元年7月30日セキュリティ幹事会)」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、また、外国治安・情報機関等との緊密な連携を確保し、大会の安全に関する情報を一元的に集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供するほか、大会期間中、情報共有等を通じて「セキュリティ調整センター（仮称）」と緊密に連携する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用する。同センターでは、11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、

「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。

「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

*20 「G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）」

近年、欧米諸国において一般市民らのソフトターゲットを狙ったテロ事件が多発するなど、イスラム過激派やその過激思想に影響を受けたとみられる者等によるテロの脅威が世界各地に拡散している。また、政府機関や民間企業、重要インフラに対するサイバー攻撃は、手法が巧妙化・多様化するなど、その脅威は深刻さを増している。

こうした中、主要国首脳が一堂に会して開催されるG20サミットに際しては、テロやサイバー攻撃を始め、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による会議の妨害や違法行為事案の発生等、様々な脅威が懸念される。こうした脅威は、首脳会議の開催地に限られるものではなく、関係閣僚会合の開催地や東京を始めとする国内主要都市においても生じ得るものであり、全国的に警戒が必要となる。

こうしたことから、G20大阪サミットに際しては、政府一丸となり、全ての関係機関が緊密に連携して総合的・一体的なセキュリティ施策を講じ、G20大阪サミットの安全・円滑な開催の確保に万全を期さなければならない。

*21 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html）を参照。

*22 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html）を参照。

*23 「国際テロリズム要覧」（Web版）

公安調査庁ホームページ（<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>）を参照。

*24 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ（<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>）を参照。

*25 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*26 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

令和元年度政策評価書要旨

(法務省1-(14))

施策名	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(2)) (評価書173頁)					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 ・令和2年7月10日から開始される遺言書保管制度^{*3}を円滑に導入するとともに、制度運用開始後は、本制度を円滑に運用することにより、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,203,085	2,968,253	4,889,594	8,577,561
		補正予算(b)	0	△144,290	△190,267	0
		繰越し等(c)	0	0	△144,646	/
		合計(a+b+c)	2,203,085	2,823,963	4,554,681	
執行額(千円)	2,181,249	2,639,649	4,518,422			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定) 5 行政手続のデジタル化 5.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備^{*4}</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 第3章-2-(2)② 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり)^{*5}</p>					

測定指標	令和元年度目標値	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法^{*6}及び国籍法施行規則^{*7}の趣旨にのっとり適正な審査を継続して行った。</p> <p>なお、各年度の帰化許可者数及び帰化不許可者数の合計と帰化許可申請者数とが一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年の翌年以降に、許可・不許可の決定がされることがあるため</p>		

ある。

参考指標	実績値				
	27年	28年	29年	30年	元年
1 帰化許可申請者数(人)	12,442	11,477	11,063	9,942	10,457
2 帰化許可者数(人)	9,469	9,554	10,315	9,074	8,453
3 帰化不許可者数(人)	603	607	625	670	596
4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後の国籍取得者数(人)	1,089	1,033	966	958	884

測定指標	令和元年度目標値	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ⁸ への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況(実績)

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,657件であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数(件)	2,021	2,133	1,956	1,895	1,657
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ⁹ の延べ実施日数(日)	605	598	562	569	565
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数(人)	9,643	9,558	9,524	9,263	8,665
4 現地指導実施回数 ¹⁰ (回)	1,796	1,755	1,715	1,700	1,632
5 現地指導実施率 ¹¹ (%)	95	93	90	90	86

測定指標	令和元年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率の向上	対30年度増					達成
	基準値	実績値				
	30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	18.3	17.7	18.1	18.0	18.3	19.5
参考指標	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
1 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	91,343	87,776	84,043	107,312	105,744	

測定指標	令和元年度目標値					達成
4 自筆証書遺言の保管制度に係る広報活動の実施回数	50回以上					達成
	基準値	実績値				
	〇年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
自筆証書遺言の保管制度に係る広報活動の実施回数(回)	-	-	-	-	-	65
参考指標	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
1 法務省ホームページ(自筆証書遺言の保管制度)へのアクセス件数(回)	-	-	-	106,626	401,574	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 測定指標1, 2, 3, 4は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目

評価結果	標達成」と判断した。
	施策の分析
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>令和元年の帰化許可者数は、8,453人と多数に上り、その内容は複雑・多様化している。また、帰化不許可者数についても、596人と多数に上っている。このように、令和元年における帰化許可・不許可者数は、依然として高水準であったが、仮装婚姻や不法就労等、国籍法で規定する帰化条件を備えていない疑いのある帰化許可申請については、関係機関との相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で、適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また、国籍取得届についても、虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重な審査を行った。</p> <p>さらに、適正・厳格な処理に資するため、戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等について協議するとともに、本省及び法務局・地方法務局における研修並びに外国法令等事務処理に必要な情報共有を行い、調査担当職員的能力向上を図った。</p> <p>以上から、目標を達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下「受理照会件数」という。）は、令和元年度は1,657件であり、前年度と比較すると238件減少した。このうち、渉外事件¹²に係るものは、802件（前年度は902件）である。</p> <p>令和元年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p> <p>市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、令和元年度における延べ実施日数が565日であり、前年度と比較すると、4日減少し、延べ受講者数は8,665人と前年度より598人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の86パーセントと高い数値となっており、市区町村の戸籍事務従事職員について、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図ることができた。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標 1・2 関係】</p> <p>達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務は、近年において複雑・多様化しており、その背景としては、我が国の国際化に伴い在留外国人が増加したことで、国籍事務の審査対象者が多様化したことが考えられる。このような状況の変化に伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を備えていない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取得届等、慎重な調査を要する申請等の件数が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、事務担当者打合せ会、研修の実施等の情報共有に係る取組は、調査担当職員的能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。</p> <p>同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされるこ</p>

とを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標 3 関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等における利便性の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

【測定指標 4 関係】

達成手段③「遺言書保管事務の運営」において実施に向けて準備をしている遺言書保管事務については、自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的としている。また、自筆証書遺言の利用を促進することで、相続人等の権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権利保全のため重要な役割を果たす。このような目的を達成するためには、何より制度自体が利用されることが必要であり、そのためには、制度運用開始前の時点から、国民各層に対して効果的な広報活動を実施し、遺言書保管制度の認知を高め、利用を促進させることが必要不可欠である。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和元年度行政事業レビューにおいて、「調達方法の改善等により競争性のある調達を行うなど、引き続き効率的な予算の執行に努められたい。」などの指摘を受けたところ、当該指摘を踏まえて、一者応札の解消に向けて仕様の見直しを行うとともに、入札への参加が可能と思われる業者に対し、入札への参加を積極的に働きかけるなどの改善に向けた取組を行った。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、日本国籍の有無は、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付を受ける等の法的地位に密接に関連する極めて重要なものである。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正・厳格に国籍事務を処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することに

より、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

【測定指標4】

自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止するという目的を達成するため、本施策では、保管の申請がされた遺言書につき、遺言者の死後、遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところとなるよう運用していくことが求められる。

上記目的を達成するためには、とりわけ制度導入当初においては、本施策の意義、役割等について国民各層に浸透させ、正確に認知される取組が重要であり、引き続き、効果的な広報を実施し、国民各層における認知度を高めていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 令和2年7月20日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策Ⅲ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ関係番号1のとおり 〔反映内容〕 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
----	--

担当部局名	民事局総務課、民事第一課、商事課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------------	----------	--------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「遺言書保管制度」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）に基づき、法務局において自筆証書によってした遺言に係る遺言書の保管等をする制度をいう。

*4 デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

5 行政手続のデジタル化

5.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略をはじめ、（略）費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

*5 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

第3章－2－(2)② 社会資本整備（新しい時代に対応したまちづくり）

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進める

*6 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*7 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の規定に基づく国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*8 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*9 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*10 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*11 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*12 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (15))

施策名	債権管理回収業の審査監督 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(3)) (評価書180頁)					
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。					
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないように、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の態勢整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢整備の不備が認められる場合は、その是正を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	9,638	9,805	10,190	10,425
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	9,638	9,805	10,190	
執行額(千円)	7,853	8,316	9,251			

施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）

測定指標	目標値（平成29年度～令和元年度）					達成
	29年度	30年度	元年度			
1 債権回収会社に対する立入検査事業所数 (箇所)	29年度	30年度	元年度			おおむね達成
	51.0 (26年度～28年度の平均値)	51.7 (27年度～29年度の平均値)	50.3 (28年度～30年度の平均値)			
	基準値	実績値				
	—	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
—	55	49	51	51	48	
参考指標	実績値					

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 債権回収会社に対する立入検査実施率 (%)	45.3	46.4	47.5	46.8	38.2
2 債権回収会社事業所に対する立入検査実施率 (%)	—	—	18.7	19.5	20.4

測定指標	目標値 (平成29年度～令和元年度)					達成
	29年度	30年度	元年度			
2 債権回収会社に対する対象指摘事項 ¹ の改善率 (自主的改善率) (%)	対前年度増	対前年度増	対前年度増			達成
	基準値	実績値				
	—	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	—	(95.0)	90.5 ^{*2} (76.2)	100.0	100.0	100.0
	参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
1 債権回収会社に対する全指摘事項の改善率 (%)	(94.4)	92.1 (84.2)	93.9	96.3	91.9	
2 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数 (件)	28	41	36	32	41	
3 債権回収会社に対する行政処分件数 (件)	0	2	0	0	0	

評価 結	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		(判断根拠) 測定指標1, 2は, 達成すべき目標に照らし主要なものであると考えている。 測定指標1については, 平成29年度において目標を達成し, 平成30年度及び令和元年度においての目標値までの達成率はいずれも95%以上であった。測定指標2については, いずれの年度も目標を達成した。 以上のとおり, 一部の測定指標で目標が達成されなかったものの, おおむね目標に近い実績を示しており, 現行の取組を継続することにより, 目標達成は可能であるとする。

果

したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

測定指標 1「債権回収会社に対する立入検査事業所数」は、債権回収会社の業務の適正を確保するために必要な立入検査が行われていることを示す指標として、立入検査を行った事業所数(支店等を含む。)を基準としているところ、平成29年度においては目標値を達成したものの、不良債権市場が低迷している中で、債権回収会社において規模の縮小を図る一環として支店等の数を年々減少させていることにより、平成30年度及び令和元年度においては、目標値を若干下回る結果となった。

上記分析のとおり、全事業所数が減少傾向にある中で、いずれの年度においても95%以上の目標達成率を計上することができており、おおむね目標を達成することができたと判断した。

【測定指標 2】

測定指標 2「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善率(自主的改善率)」は、平成29年度から令和元年度までのいずれの年度においても対前年度増(令和元年度については、平成30年度の100%を維持)となっており、目標を達成した。

以上のとおり、過去3年間において、おおむね目標を達成することができたと考えられることから、目標は「相当程度進展あり」と判断した。

(達成手段の有効性、効率性等)

債権回収会社に対する立入検査は、当該会社の不備等を早期に発見し、その是正を図るために徹底的な原因分析及び実効性のある改善措置を策定させる端緒となるものであるほか、債権回収会社の業務運営の状況を網羅的かつ的確に把握し、必要に応じてタイムリーな指導を行うことを可能とするものであり、達成すべき目標に対し、有効に寄与しているものとする。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成30年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを図るほか、事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、庁費について、執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減(▲0.04百万円)を図った。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

債権回収会社に対する立入検査は、問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹になるものと考えている。今後も、継続して効率的かつ効果的な立入検査を実施することにより、債権回収会社の業務の適正な運営を確保する必要がある。

このため、暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に当たっては、引き続き、厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行っていく。

【測定指標 1】

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査が重要である。この際、支店等に対しても立入検査を実施しているものの、支店等を含む事業所数は、施策の分析で述べたとおり、不良債権市場の状況等に起因して増減するものであり、現在、事業所数が減少傾向にある。このような状況の中で、立入検査を実施した事業所数を測定指標として目標値を設定し続けることは、必ずしも適切ではないと考えられる。

そこで、「令和2年度事後評価の実施に関する計画」においては、債権回収会社の適正な業務運営の確保のために必要な立入検査実施数として、これまでの立入検査の実績等を踏まえて3か年以内に全ての債権回収会社に対する立入検査を実施することが適当と考えられたことを踏まえ、営業会社数の3分の1以上の債権回収会社に対する立入検査実施数を目標値として設定することとした。

【測定指標2】

債権回収会社の業務の適正な運営を確保するためには、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要であることから、自主的改善率（前回立入検査での指摘事項のうち今回立入検査で改善が確認された指摘事項数を前回立入検査での指摘事項数で除したものの）の向上を測定指標とすることは、一定の合理性があるものと考えられる。

もっとも、立入検査の結果、特別検査（立入検査の結果、業務運営が適正に行われていない疑いがあったことなどにより、特に必要があると認められる場合等に実施するもの）の必要があるか否かについては、指摘事項の数のみならず、その内容や程度を踏まえて判断している。すなわち、債権回収会社において適正な業務運営がされているか否かについては、立入検査における指摘事項を総合的に勘案した結果として、特別検査の必要があると判断するかどうかにより評価しているのが実態である。

そこで、「令和2年度事後評価の実施に関する計画」においては、債権回収会社における適正な業務運営を確保するための監督がされているか否かについてより適切に測定するため、特別検査の必要があると判断された件数を指標として設定することとした。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 令和2年7月20日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策Ⅲ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ関係番号2のとおり 〔反映内容〕 なし</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「債権回収会社に対する立入検査実施状況」等
---------------------------	-----------------------

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------	----------	--------

*1 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービサー法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書等に関する指摘事項（同法第15及び16条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、特に①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

*2 平成28年度実績値について

測定指標2について、従前は、改善状況について不備事象の類型毎に形式的に判断していたが、第49回政策評価懇談会における評価委員の御意見を参考に改善率の算出方法について見直しを行い、実質的に不改善と評価されるもの（改善策を確実に履行していれば発生しなかったような事案など、その発生原因が同種である不備が再発している場合）のみを不改善として計上することとしたことから、見直し後の算出方法による数値を通常表記として、従前の方法による数値を括弧書きとして表記した。

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (16))

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 (政策体系上の位置付け：V-13-(1)) (評価書187頁)					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者²の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	21,321,838	23,004,877	23,597,498	24,282,360
		補正予算(b)	2,256,789	2,499,623	4,038,198	1,925,694
		繰越し等(c)	△1,313,441	△278,916	△1,802,300	
		合計(a+b+c)	22,265,186	25,225,584	25,833,396	
執行額(千円)	21,623,725	24,844,088	23,791,635			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)³ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)⁴ 					

測定指標	令和元年度目標値						達成
1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%)	対30年度増						おおむね達成
	基準値	実績値					
	30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
	78	—	72※1	76	78	76※2	
参考指標	実績値						
	27年	28年	29年	30年	元年		

1	外国人入国者数（人）	1,969万	2,322万	2,743万	3,010万	3,119万
2	外国人出国者数（人）	1,947万	2,302万	2,718万	2,985万	3,096万
3	日本人帰国者数（人）	1,626万	1,709万	1,788万	1,891万	2,003万
4	日本人出国者数（人）	1,621万	1,712万	1,789万	1,895万	2,008万
5	自動化ゲートの利用者数（人）	223万	275万	331万	1,260万	3,500万
6	バイオカートの導入状況	—	関西空港等3空港に導入	成田空港等12空港に導入	北九州空港等2空港に導入	羽田空港に導入

※1 平成29年1月から3月までの実績値

※2 検疫の強化を含む新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和2年1月から3月の値を含む。

測定指標		令和元年度目標値					達成
2	在留資格取消件数（件）※各年末現在	対30年増					達成
		基準値	実績値				
		30年	27年	28年	29年	30年	元年
		832	306	294	385	832	993

測定指標		令和元年度目標値					達成
3	違反事件数（件）	対30年増					達成
		基準値	実績値				
		30年	27年	28年	29年	30年	元年
		16,269	12,272	13,361	13,686	16,269	19,386

評	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		(判断根拠) 測定指標1, 2及び3は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標2及び3について、目標を達成することができた。また、測定指標1については、目標値に対する達成率が97%以上であり、目標をおおむね達成する

<p>価 結 果</p>		<p>ことができた。</p> <p>以上のとおり、一部の測定指標で目標が達成されなかったものの、おおむね目標に近い実績を示しており、現行の取組を継続することにより、目標達成は可能であると考える。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>	
	<p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標 1 関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」、⑤「バイオメトリクスシステム⁵の維持・管理」、⑥「出入国審査システム⁶の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、審査ブースコンシェルジュの配備、バイオカート⁷及び顔認証ゲートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化をした。入国審査待ち時間20分以内の達成率は、外国人入国者数の増加が顕著であった年度前半の影響から前年度をわずかに下回ることとなったが、外国人出国手続における顔認証ゲートの運用が軌道に乗るなどした年度後半においては、前年度に比べ同等以上に改善が図られたことから、円滑な出入国審査の実施を推進するという目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標 2 関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成30年に引き続き、令和元年7月に全国の地方出入国在留管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、同年12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査⁸に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。</p> <p>また、出入国管理及び難民認定法を改正し、平成29年1月1日から、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたほか、在留資格取消のための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができることとし、在留資格の取消しのための体制が強化された。</p> <p>これらにより、在留資格取消件数は前年を161件上回ったことから、不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。</p> <p>【測定指標 3 関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」、④「被収容者等の処遇」及び⑥「出入国審査システムの維持・管理」において、令和元年度から、本邦に不法に滞在する外国人の退去強制手続を執った件数を「違反事件数」として測定指標として加えた。</p> <p>政府を挙げて観光立国の推進をするなか、不法残留者数も増加している。このため、不法滞在者の取締りのための摘発等を推進するなどした結果、違反事件数も平成26年以降増加し、令和元年は19,386件となったことから、安全・安心な社会の実現に有効に寄与したと評価できる。</p>	
<p>次期目標等への反映の方向性</p>		
<p>【施策】</p> <p>我が国の国際交流の推進及び観光立国実現に加え、安全・安心な社会の実現のため、令和2年度事後評価の実施に関する計画においては、以下のとおり測定指標を設定し、各取組を推進していくこととしている。</p> <p>【測定指標 1】 入国審査待ち時間20分以内達成率</p> <p>平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を</p>		

挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し、公表しているところ、当該取組⁹は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしている。

【測定指標2】在留資格取消件数

平成28年の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成29年1月1日から新たな在留資格取消事由が加わったほか、在留資格取消しのための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができるようになり、在留資格取消しのための体制が強化されたことから、収集した情報及びそれらの分析結果を活用し、偽装滞在が疑われる者の発見を行い、在留資格取消制度を厳格に運用していく。

【測定指標3】違反事件数

不法残留者については、平成27年1月1日現在で約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、その後6年連続で増加し、令和2年1月1日現在で約8万2,800人となっている。政府を挙げての観光立国に向けた各種施策により、更に外国人入国者数の増加が見込まれ、これに応じて、不法残留者も増加する可能性が高いことから、更に不法滞在者の縮減に努める必要がある。そのため、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることが不法滞在者の縮減につながるため、違反事件数を測定指標として設定している。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和2年7月20日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策Ⅲ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ関係番号3～6のとおり 〔反映内容〕 なし</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留資格取消件数の推移」（出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課，対象期間：平成26年1月1日～令和元年12月31日） ・「出入国在留管理基本計画¹⁰」（法務省，平成31年4月26日）
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>システム機器について、リース契約の期間満了後もその契約を延伸することによって借料の削減を図った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>出入国在留管理庁政策課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	--------------------	-----------------	---------------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、いわゆる偽装滞在者（*2参照）も含む。

*2 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*3 「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

- ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

- ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全な確保をするための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ-3-(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現

在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 不法滞在对策、偽装滞在对策等の推進
- イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ-6-(3)-①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ-6-(3)-②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在对策及び偽装滞在对策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*5 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*6 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*7 「バイオカート」

各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者の審査待ち時間中に個人識別情報を事前取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*8 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の37に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）、特定技能所属機関が届け出ることとされている雇用契約の変更等・受け入れている（特定技能）外国人の氏名等（同法第19条の18）のほか、登録支援機関が届け出ることとされている支援業務の実施状況等（同法第19条の30第2項）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*9 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省ホームページ上で公表している (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html)。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*10 「出入国在留管理基本計画」

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成31年4月26日、出入国在留管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、バイオカード及び顔認証ゲートの整備推進等を掲げ、自動化ゲートによる審査対象の拡大等について、引き続き検討を行うこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として、積極的な摘発等の実施や、偽装滞在者対策の強化を掲げている。ここでは、観光推進立国の実現に向けた諸施策を担保するため、実効的な摘発の実施に努めていくとともに、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する正確な情報の継続的な把握に努め、退去強制手続や在留資格取消手続を執るべき者を把握した場合には、速やかにそれらの手続を執るなど、偽装滞在者対策も強力に推進していくこととしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00140.html) を参照。

令和元年度政策評価書要旨

(法務省 1 - (17))

<p>施策名</p>	<p>法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：VI-14-(2)) (評価書194頁)</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッドガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>元年度</p>	<p>2年度</p>
<p>予 算 の 状 況 (千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>258,298</p>	<p>301,814</p>	<p>312,510</p>	<p>331,052</p>
<p></p>	<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p></p>	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
<p></p>	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>258,298</p>	<p>301,814</p>	<p>312,510</p>	
<p></p>	<p>執行額(千円)</p>	<p>225,739</p>	<p>248,197</p>	<p>240,068</p>	
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）*1 ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）*2 ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）*3 ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）*4 ○インフラシステム輸出戦略（令和元年6月3日改訂）*5 <ul style="list-style-type: none"> 第2章-2-(3)① インフラ海外展開のためのビジネス環境整備 ○成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）*6 <ul style="list-style-type: none"> I-10-(2)ii)①イ) 官民一体となった競争力強化、受注獲得に向けた戦略的取組 ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）*7 <ul style="list-style-type: none"> 第2章-5-(7)② 治安・司法 ○知的財産推進計画2019(2019年6月21日知的財産戦略本部決定)*8 (附表)「工程表「知的財産推進計画2017からの継続項目」_19及び99 ○開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)*9 <ul style="list-style-type: none"> II-(1)-イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ○日メコン協力のための東京戦略2018（平成30年10月9日採択）*10 <ul style="list-style-type: none"> II-B. 4 法律及び司法協力 				

測定指標	令和元年度目標					達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。					達成
施策の進捗状況（実績）						
<p>日本を含む45の国と地域から、175名の刑事司法実務家を招へいし、計9回の国際研修・セミナー等を実施した。</p> <p>特に、東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア11か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、日本の法務総合研究所国際法務総合センターにおいて、「第13回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催した。</p> <p>なお、国際会議には、16の会議に34名が参加した。</p>						
参考指標	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
1 国際研修の実施件数（回）	10	11	11	10	9	
2 国際研修への参加人数（人）	193	218	205	180	175	
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略					
4 国際会議への参加回数（回）	16	23	26	15	16	
5 国際会議への参加人数（人）	27	34	45	36	34	

測定目標	令和元年度目標					達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。					達成
施策の進捗状況（実績）						
<p>支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム、カンボジア等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施しており、例えば、インドネシアにおいては、法制執務資料が作成された。また、令和元年度は、多様な紛争解決手段を提供する訴訟外紛争解決手続(ADR)や当該手続に必要な調停人育成等をテーマとしてミャンマー、ベトナム、バングラデシュを対象に研</p>						

修を行い、各国の経済発展により増加が見込まれる紛争を迅速に解決するための知見を提供するなど、状況に応じて幅広い活動を行った。

各研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
1 国際研修の実施件数（回）	11	16	14	12	14	
2 国際研修への参加人数（人）	162	237	206	176	218	
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略					
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	13	16	26	40	45	
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	22	31	46	48	29	
6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	22	35	21	16	25
	派遣件数(回)	23	33	22	15	20
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	30	41	28	18	29
	派遣人数(人)	31	39	29	17	23
8 国際専門家会議の開催回数（回）	1	1	1	1	1	
9 国際専門家会議への参加人数（人）	176	164	159	178	112	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標 1, 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 1, 2 については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p> <p>(測定指標の目標達成度の補足)</p>	

【測定指標1】

国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、アンケート調査の結果、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても97パーセントを超えており、研修受講者側の評価として、国際研修・セミナーの内容はその能力向上のために非常に有効であったと認められる。

東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、本年度から、ASEAN諸国に東ティモールを加えた計11か国からの参加者を募ったことにより、これまで以上に多くの東南アジア諸国の実務家の能力向上に貢献するとともにこれらの国の刑事司法機関及び汚職対策機関との緊密な関係を構築した。

国際研修・セミナー等では、日本を含む45の国と地域から計175名の参加を得て活発な議論を行わせて各国の現状や問題点を共有するとともに、最適な国内専門家講師のほか、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度及び幅広い人的ネットワークを利用して、トップクラスの海外専門家を招へいし、質の高いインプットを行うなどして、各研修参加者が自身及びその組織の能力向上に必要な知見を効果的・効率的に習得できるようにした。

国際研修の講師として適切な海外の専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国連犯罪防止刑事司法会議(कांग्रेस)に向けた準備、海外調査出張を始めとする他の用務との関連でマンパワーや時間が限られる中、当研修所の業務との関連性も踏まえつつ、平均1か月に一度以上のペースで国際会議に出席し、最新の情報収集や人的ネットワークの強化を可能な限り図った。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政事業レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

【参考指標1ないし3について】

国際研修・セミナー等を計9回175名に対して実施、各研修参加者の研修に対する満足度(各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合)はいずれの質問項目においても、97パーセントを超えている。

【参考指標4ないし5について】

国際会議への参加状況については、 कांग्रेस)に向けた準備、海外調査出張を始めとする他の用務の影響がありつつも、参加回数及び参加人数共に、前年同様の実績値を出しており、なお高い水準は維持している。

【測定指標2】

令和元年度の国際研修の実施件数及び参加人数は、参考指標1及び2のとおり、いずれも前年度の実績を大きく上回る結果となっている。

法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数については、参考指標4のとおり、これまでの実績を上回る結果となっている。これは、当省と連携して法制度整備支援を行っている独立行政法人国際協力機構(JICA)からの派遣依頼を受けるまでもなく、当省として積極的に支援対象国へ職員を派遣して、調査・情報収集を行うとともに、現地セミナーへの参加を行うことにより、現地における支援活動に従事した結果である。

法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数は、参考指標5のとおり、前年度の実績を下回ったが、これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部中止したためである。

また、法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数及び人数についても、参考指標6及び7のとおり、前年度の実績を上回っている。

国際専門家会議においては、JICAプロジェクト¹¹⁾の取組やこれまでの活動実績から培った国際機関における人脈を活用した講演などを実施する会合を通じて、法制度整備支援に携わる関係者と情報共有・連携を強化している。なお、参加人数については、参考指標9のとおり、前年度の実績を下回っているが、これについては、開催時期や場所・会場の変更等の影響によるものと推測される。

研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査の結果、「新しい知識を習得したか」という項

目においては、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、「研修が有意義であったか」という項目においては、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせてほぼ99パーセントとなっている。さらに、「研修内容を理解できたか」という項目においては、ほぼ全員が「十分理解できた。」又は「概ね理解できた。」と回答しているほか、「自身又は所属組織の業務に役立つものだったか」という項目においては、ほぼ全員が「すぐに役立つものであった。」、「応用すれば役立つものであった。」又は「将来的には役立つものであった。」と回答しており、研修対象国の立法技術向上及び法曹人材育成強化が将来的に大いに期待できる結果となっている。

法制度整備支援の対象国と概要は、「各国プロジェクト等紹介・成果」として法務省ホームページに掲載したとおり¹²である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、我が国の法制度整備支援の特徴として、日本の法制度を押し付けるのではなく、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や我が国との共同研究における招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び法曹人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とし、加えて、知的財産権保護法制支援の観点から、支援対象国において知的財産分野を取り扱う職員等も参加者とした。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国際会議への積極的な参加等によって、最新の国際動向等の把握並びに刑事司法関係機関及び専門家とのネットワークの強化を図り、国連の重要施策や開発途上国のニーズを参加国の選定や主要課題の設定に反映させたほか、同課題に係る情報収集、研究及び適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標2関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、これらを組み合わせるなどして継続的な支援を実施している。

また、毎年開催している国際専門家会議において、法制度整備支援の専門家の意見を取り入れ、法制度整備支援の在り方を検証すること等により、現状に満足することなく、常により有効かつ効率的な支援が行えるよう努めている。

法制度整備支援は近時、政府の経済政策において海外のビジネス環境整備のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めるとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。

さらに、令和元年度の行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、引き続き、法制度整備支援における成果目標や指標等の適正な設定に努めるとともに、関係省庁・組織との協議等を通じて情報共有

・連携を強化することにより、一層戦略的に支援活動を行うよう、支援の方針・範囲等に留意して実施した。

このように、本達成手段は、本施策の目標である支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、引き続き、法務省が所管事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標 1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定に基づき、持続可能な開発のための2030アジェンダ並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするるとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

【測定指標 2】

日本の法制度整備支援については、現在、平成25年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」の下で戦略的かつ積極的に実施されているところ、近時、各国における法の支配の推進に加え、海外におけるビジネス環境の整備が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要な有効なツールとして取り上げられている。

また、本施策の目標である支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、法務省としては、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、目標達成のために積極的な支援を行うこととする。

こうした中で、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズを一層的確に把握し、知的財産を始めとする専門分野等の新たなニーズにも対応したテーマを選定するとともに、各種の支援手法を組合せながら実施し、かつ、研修参加者へのアンケート結果を適切に把握することにより、より効率的な支援を継続実施することとする。

<p>学識経験者を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 令和2年7月20日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価で使用したアンケート調査 ・研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。</p>
----------------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】 旅費の実施計画の見直し等を行うことにより経費の縮減を図った。
----	--

担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------	----------	--------

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言(平成20年6月11日～13日東京会議)」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。(中略)我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(平成20年6月11日～13日東京会議)」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂)」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。そこで、政府開発援助(ODA)大綱、ODA中期政策等に基づき、(1)自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、(2)持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、(3)我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、(4)日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備、(5)ガバナンス強化を通じた我が国の経済協力の有効性の向上と国際開発目標達成への寄与といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

*5 「インフラシステム輸出戦略(令和元年6月3日改訂)」

「インフラ海外展開のためのビジネス環境整備」の取組として、「二国間協議等を通じ、法制度、インフラ関連制度、ファイナンス制度等、インフラビジネスの基礎となるビジネス環境を整備するため、日本人専門家派遣や研修等を通じた人材育成支援等を強化する」とされている。

*6 「成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)」

成長戦略フォローアップにおける鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として「人材育成、法制度整備などのインフラ支援を着実に実施する」とされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」

治安・司法の取組の一つとして、「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとして国連・関係各国等と連携しつつ、京都 कांग्रेस2020を成功させ、成果を展開すべく、司法分野の国内外の取組「司法外交」を、外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。この中で、国際協力としての人材育成・法制度整備支援を強化する」とされている。

*8 「知的財産推進計画2019(2019年6月21日知的財産戦略本部決定)」

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」こととされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」こととされている。

*9 「開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*10 「日メコン協力のための東京戦略2018（平成30年10月9日採択）」

東京にて開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

*11 「JICAプロジェクト」

政府開発援助(ODA)を実施する機関である独立行政法人国際協力機構(JICA)が開発途上国に対して一定の期間実施する技術協力事業(専門家の派遣, 研修員の受入れ, 機材の供与)であり, 法務省は, 法制度整備支援に関する同事業につき, 専門家派遣, 研修の企画・実施, 調査等において協力している。

*12 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)

令和元年度政策評価書要旨

（法務省 1-(18)）

評価実施時期：令和 2 年 9 月

担当部局名：大臣官房施設課

施策名	施設の整備（松戸法務総合庁舎整備等事業） (評価書231頁)	政策体系上の位置付け (VII-15-(2))
施策の概要 (事業の概要)	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。	
予算額	平成22～27年度予算額：1,813,863千円	評価方式 事業評価方式
施策評価の結果の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の情報となる項目の変化 事業は総額約18億円で平成22年度から平成27年度にかけて実施し、平成27年度に完成した。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・ 人権，環境保全性，防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A），地域性，ユニバーサルデザイン，耐用・保全性について充実した取組（各評価B）がなされており，政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・ 老朽，面積不足の解消，業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から，敷地外環境への負荷も抑えられており，環境に配慮されている。 4 総合的評価 以上，1 ないし 3 より，事業の目的を果たしていると判断できる。 	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
	記載事項（抜粋）	

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	法曹養成制度の充実	大沼委員	P14～15 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	予備試験合格者のうち、法科大学院在学者は8割だとすると、受験生の立場からみて、法科大学院を卒業することよりも、予備試験に合格し、一刻も早く司法試験に合格した方がメリットが大きいという現実があり、法科大学院の存在意義そのものが薄らいているのではないのでしょうか。
2	法曹養成制度の充実	大沼委員	P14～15 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	予備試験の資格で合格した者の質の確保は、①予備試験から司法試験に合格した者の方が②法科大学院から合格した者より質が低下しているという前提があるが、この前提が正しいという調査結果はあるのか。①と②の司法試験の成績、修習生時代の成績、2回試験の成績の比較をしないと、正確な事実が分からないのではないのでしょうか。
3	法曹養成制度の充実	大沼委員	P14～15 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	法科大学院の教育と司法試験との連携等に関する法律の第2条1号に「法科大学院において、…将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。」とあり、同条2号で「司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかの判定を行うこと。」とあります。法科大学院において実務的な教育を行い、司法試験において「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかの判定」を行うとされているのであるから、司法試験の問題はそれに相応しい、実務家としての学識、应用能力の判定ができるものでなければならないはずである。近時の司法試験の問題がそのようなものになっているかを説明いただければ幸いです。
4	法曹養成制度の充実	大沼委員	P14～15 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	司法試験合格者の輩出人数につき直近が1800人程度であったから1500人が相当とされていますが、ここ10年で弁護士の数は3万人から6万人に倍増しています。従来は2割司法などと呼ばれ、法曹の数が増えれば事件の数が増えるなどと言われていたが、最近の事件数はむしろ低下傾向にあると言われ、2割司法などというマーケティングが虚構のものであったことが明らかになっています。毎年死亡する弁護士の数は500人程度であるから、この1500人という数字が合理的なものかどうかは改めて検証が必要ではないのでしょうか。
5	法曹養成制度の充実	篠塚委員	P14～15 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	法科大学院を経由する法曹志望者・司法試験受験者の激減に歯止めをかけ、反転させるためには、さらなる継続的な取り組みが必要ではないか。

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
6	法曹養成制度の充実	篠塚委員	P14～15 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	法曹志望者数を回復させ新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためには、司法試験の在り方の検討においても、法科大学院教育との連携を強め、これまでの出題形式・内容・採点方法を不断に見直す体制を強化していく必要があるのではないか。
7	法曹養成制度の充実	篠塚委員	P14～15 施策の分析欄 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標2】	特に、司法試験合格者の男女比率の相違を分析して、女性受験者に不利な傾向が生じないように司法試験の在り方を工夫する必要があるのではないか。
8	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	大沼委員	P27 次期目標等への反映の方向性欄 【測定指標】	ADRの数は少しずつ増えているが、その内訳、専門性の高いADR、例えば、金融ADR、医療ADRが全国でいくつ位あるでしょうか。また、利用者数の推移はどのようになっているでしょうか。
9	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	篠塚委員	P27 次期目標等への反映の方向性欄 【測定指標】	AIを活用したODRの活用が課題となっているところ、AIが社会的に公正で妥当な和解案を示すための方策も、次期目標等に入れるべきではないか。例えば、AIに学習させるべき裁判例の数を目標数に入れるべきではないか。
10	法教育の推進	井上委員	P32 参考指標 法教育授業実施回数	法教育の推進は大変重要な施策であるにもかかわらず、測定指標の中に、授業を受けた側の満足度調査といった指標が含まれていない。受けた側の測定指標も必要ではなからうか。
11	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	井上委員	P37 参考指標2 セミナー・シンポジウム参加者 に対するアンケート調査結果	この調査結果に対する施策の分析に「国際仲裁に対する興味関心が増加したかの問に対する肯定的な回答の割合が、75.0%という高い評価を得ることができ、」という記述があるが、P38を見ると(1)東京開催(120人参加)の肯定的回答が50%、(2)大阪開催(60人参加)の肯定的回答が100%となっている。回答者数が参加者数と同数であれば120/180であり、肯定的回答は66.7%となる。これをもって高い評価とは言えないのではないか。

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
12	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	大沼委員	P38～39 次期目標等への反映の方向性欄【測定指標】	令和元年の我が国の取扱件数が11件であることを踏まえ、国際仲裁制度の活性化のためのセミナー、シンポジウムを行い、人材育成のための研修を行うことは基盤整備の一環として有意義です。 今後の更なる活性化のために、①日本商事仲裁協会(JCAA)における仲裁人の数、職種を教えてください。②費用がどの程度かかるかを教えてください。※ ICCの場合、「請求額を100万ドル(1ドル=110円換算で約1億1000万円)、仲裁人1名による通常の仲裁」の費用を算定すると、仲裁機関に支払う仲裁費用、すなわち仲裁人費用と管理費用の合計額は62,714ドル(約690万円)となるそうです。日本の同程度の訴訟額の裁判費用が30数万円であるのと比べると、高額です。この仲裁費用は平均額のようなので、より高額になる場合もあるでしょう。また、その他にも弁護士費用、渡航費等の諸経費がかかります。中には、「国際仲裁は、費用がかかるため、請求額が数千万円や数億円の事案ではお勧めしない」といった意見もあるそうです。この金額をできるだけ日本の裁判費用に近いものとしないと、利用件数は伸びないと思います。
13	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(再犯防止対策等に関する研究)	伊藤委員	P46～47 (オ)諸外国における再犯者の実態等に係る資料・文献調査について	再犯者の実態や再犯防止対策に関する調査研究として大変意義のあるものだと思うが、米国とニュージーランドの実地調査の結果についてもっと詳しく記述してもよいのではないか。両国を訪問しての実地調査であり、日本への応用可能性について「考察を行った」だけでは不十分と考える。
14	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(再犯防止対策等に関する研究)	伊藤委員	P58 事後評価結果表 有効性欄 6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	有効性の6. 研究の成果物について7点になった理由を伺いたい。「参考」記述を読む限り、減点理由が分かりにくい。改善点はどのような点か、具体的にご教示願いたい。
15	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(再犯防止対策等に関する研究)	大沼委員	P46～48 5. 事後評価の内容	法務研究で出所後2年以内に再入所した者の実態調査とありますが、例えば、前回の犯罪が少年犯罪グループ、初犯グループ、再犯グループ、3犯以上のグループに分けて検討する必要があるし、犯罪も依存症におちいりがちな類型とそれ以外とは分ける必要があるかと思っています。それに近い類型分けはしているのでしょうか。

令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見
基本政策Ⅱ関係

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	検察権行使を支える事務の適正な運営	伊藤委員	P89 取組内容② 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査	検察庁において被害者支援担当者中央研修を継続的に実施し事後アンケートをとっていることは評価できる。参加人数を見ると、令和元年度は65名と過去に比べかなり減少しているが、その理由は何か。また、アンケート結果は全体的に高評価であるが、「どちらとも言えない」の回答には複数回参加している職員がいることや研修内容のレベルについての指摘があり、この点今後どう対処／改善されるか教えていただきたい。
2	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	篠塚委員	P132 次期目標等への反映の方向性欄【施策(測定指標1, 2)】	性犯罪や性非行の男性収容者を男性や成人だけの環境で処遇しても、その問題性が発現せず、効果的な再犯防止に繋がらないのではないか。異性や子どもが近くにいる環境でも再犯を犯さないことを検証する仕組みは構築されているのか、そうでなければそうした仕組みの構築を検討すべきではないか。
3	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	宮園委員	P130～131 施策の分析欄(測定指標の目標達成度の補足)【測定指標1, 2関係】	それぞれのプログラムについて、性犯罪に関する問題性の変化は、指導の密度ごとにその程度を数値化しているのか。また、プログラムを1回受講することで、どの程度の変化があるのかを図ることはできるのか。
4	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	伊藤委員	P137 施策の分析欄(測定指標の目標達成度の補足)【測定指標2】	ジョブソニックによって令和元年度には15名の受刑者が出所前に内定を獲得したとあるが、多いのか少ないのか、母数が分からないので把握できない。ご教示願いたい。
5	保護観察対象者等の改善更生等	伊藤委員	P148 参考指標2 専門的処遇プログラム終了者のうち仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の数	令和元年は取り消された者の人数が201名と過去最多となっているが、理由は何か。また測定指標としては、専門的処遇プログラムを受講した者の感想を聞く(フィードバックを得る)ことも、プログラムの改善のためには必要だと思うが、どうか。どのような条件が揃えばこうした事後評価が可能かについても、教えていただきたい。
6	保護観察対象者等の改善更生等	宮園委員	P150～152 施策の分析欄(達成手段の有効性、効率性等)【測定指標3】	令和元年度事後評価実施計画書に記載のある達成手段⑥「自立更生促進センターの運営」について、本報告書に特段の分析等の記載はないが、例えば出所時のアンケートの内容や、出所後の受入先の確保の状況等を踏まえて、達成手段の有効性等を評価できないか。
7	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	井上委員	P158 参考指標 立入検査の実施回数等	令和元年度の実施回数が前年の29回に対し、19回と大幅に減少している理由をご教示いただきたい。

令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見
 基本政策Ⅲ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ関係

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	篠塚委員	P175～176 次期目標等への反映の方向性欄【測定指標2】	無戸籍者への対応についてお伺いしたい。母親がDVを恐れて子どもの出生届を出せなかった等のために、無戸籍になった人たちが様々な困難に直面している。法改正も含めてしかるべき救済策が検討されるべきではないか。
2	債権管理回収業の審査監督	大沼委員	P179 測定指標2 債権回収会社に対する対象指摘事項の改善率	債権回収会社への立入検査時の指摘事項のうち悪質なものはどのような内容のものであり、それに対し、どのような行政処分がなされていますか。
3	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P187～188 次期目標等への反映の方向性欄【施策】	出入国管理と難民認定を主管する法務省として、後者についても、外国人との共生の時代に相応しい在り方を検討すべきではないか。例えば、諸外国の例を参考に、難民認定の数の少なさの改善をはかるべき時期に来ているのではないか。
4	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P187～188 次期目標等への反映の方向性欄【施策】	被收容者等の処遇について、餓死者が出たことや收容者から十分な医療が受けられないという苦情が報道されている。その点の事実認識を伺いたい。
5	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P187～188 次期目標等への反映の方向性欄【施策】	被收容者の長期收容に関して、出国促進だけではなく、人権擁護の観点から、一定の在留資格を付与するなど、バランスのとれた政策を検討していくべきではないか。
6	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P187～188 次期目標等への反映の方向性欄【施策】	入管行政の透明化、在留特別許可等の積極的運用、第三者機関の関与、全件收容主義の全面的見直しなども検討されるべきではないか。